

第四十八回国 参議院 大蔵委員会 會議録第十六号

昭和四十年三月二十三日(火曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

中尾 辰義君

補欠選任

鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。

委員長

西田 信一君

理事

佐野 廣君

西川 甚五郎君

成瀬 幡治君

田畑 金光君

委員

大竹 平八郎君

太田 正孝君

岡崎 真一君

津島 壽一君

林屋 龜次郎君

日高 広為君

堀 末治君

村松 久義君

木村 禮八郎君

野溝 勝君

鈴木 一弘君

鈴木 市藏君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房財

務調査官

大蔵省関税局長

大蔵省理財局長

大蔵省国際金融

鍋島 直紹君

吉国 二郎君

佐々木 庸一君

佐竹 浩君

渡邊 誠君

事務局側

常任委員会専門

坂入 長太郎君

説明員

大蔵省理財局関

原 秀三君

参考人

大阪大学教授

木下 和夫君

三菱化成工業株

篠島 秀雄君

式会社取締役社

長

本日の會議に付した案件

○所得税法案(内閣送付、予備審査)

○法人税法案(内閣送付、予備審査)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○財政法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○石油ガス税法案(内閣送付、予備審査)

○關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法案、法人税法案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

本日は、これら三案の審査のため、大阪大学教授木下和夫君、三菱化成工業株式会社取締役社長篠島秀雄君のお二人に参考人として御出席をいただいております。

この際、参考人の方へ一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多忙中のところ、本委員会のために参考人として御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。本委員会は昭和四十年年度の税制改正各般につきまして審査を進めておりますが、ただいま議題といたしました三法案につきまして参考人の御両人から御意見を承りますことは、委員会の審査に多大の参考となることと存ずる次第でございます。参考人におかれましては忌憚のない御意見をお述べくださいますようお願い申し上げます。

なお、議事の順序につきまして申し上げます。まず木下参考人から、次いで篠島参考人から、それぞれ三十分程度御意見をお述べいただき、しかる後委員から御質疑を申し上げるという順序で、議事を進めてまいります。

それでは、まず木下参考人から御意見をお述べ願います。

○参考人(木下和夫君) 木下でございます。所得税法案、法人税法案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案に限定いたしましたして、参考人としての意見を申し上げます。

改正案を検討いたしましたところ、いずれも平年度の計算によりますと、三法案の減税額は、なるほど税制調査会の答申を四百億円上回る金額であります。ただ、その内容を検討してみますと、第一に、所得税につきましては、税調の答申の減税額より約百億円縮小後退しております。法人税では、税調の答申の減税額より約三十五億円増の三百四十四億円を減税することになっております。第三に、租税特別措置関係では、増収額を四十八億円にとどめ、税調案よりも約四百七十億円少なくなっております。これは結論的に申し上げますと、確かに減税額の増加ではあります。一部は納税者のための減税ではあっても、決して多数の国民の租税負担の軽減を意味するものではないと考えます。

そこで、現在の我が国の経済の実態あるいは今後の経済情勢に關する判断を基礎として申し上げます。個々の租税に關して減税を含みますところの調整を行なう必要性は、これを十分に認めます。しかし、国税体系全面にわたって減税の必要があるとは私は考えません。

それでは、個々の税目における減税を含むところの調整あるいは改善のおもな内容は何かという点に申し上げます。私の考えでは、まず第一に、所得税における中小所得層、特に給与所得者の負担の軽減が必要であると思ひます。第二には、国内国外の経済情勢に應ずる弾力的な法人税制度の運用が必要であります。第三に、租税特別措置の実際効果あるいは有効性を的確にとらえた上で、これをできる限り整理縮小すること、この三点であります。したがって、順を追ってこれから私見を述べさせていただきます。

まず、所得税について申し上げます。所得税は、ほかのいかなる税に比へても、納税者の担税能力、租税負担能力に最もよく即応する、しかも課税上の公平の原則に最もよく適合

する租税であります。この意味で、所得税が租税体系全体の中心に置かるべきことは租税理論の上からほとんど異論はないところであります。しかも、こういう考えから、通常多くの国々で所得税における累進課税方式が採用されておるわけでありまして、わが国の場合所得税における現行の累進率の全面的な改定の必要はないといつても、年所得三百万円以下の所得階層の負担が割りと高となつております。したがつて、この点の是正をいたしますために、税率そのものを改定することによつて中堅所得階層の負担の軽減が必要であると考へます。ところが、改正案ではその措置は全く講ぜられておりません。

次に、課税の対象になる所得というものは、どのような源泉から得られようとも、本来無差別的に取り扱われるべきでありまして、一つには税務行政上の困難さというものと、第二にはわが国における納税道徳というものの低さのために、給与所得課税が相対的に過重になつております。したがつて、今後の確な課税所得の把握ということに努力することが本筋ではありますけれども、しかし、現実論としては、給与、事業その他の所得の把握のしかたのアンバランスを是正するため、給与所得の課税を軽減すべく給与所得控除の拡大を行なうべきであります。なるほど改正案では、定額控除三万円、控除後の五十万円まで二〇％、控除限度額十五万円への引き下げ程度で済ましておりますが、これは不十分だと考へます。

さらに、基礎控除、配偶者控除、扶養控除という三控除及び専従者控除等の増額は、大體税制調査会の答申どおりでありまして、改正案による標準世帯の課税最低限は、初年度五十四万四千円、平年度に直しまして約五十六万円となります。これはまだ低きに過ぎると考へます。なぜなら、税制調査会に提出されました国立栄養研究所の献立というものが課税最低限の一つの基準として考えられてきておるわけでありまして、この計算はまだ試算の域を出ておりません。その上に、私どもの生活の実感から見て、この研究所の献立の内容が

貧弱に過ぎるという点については、多数の人々が認めるところであらうと思ひます。正當に評價された基準生計費は、おそらくこの計算よりもはるかに高くなるはずでありまして、本来、課税最低限がこの基準生計費に食い込むべきではないと考へます。こういう考え方をもとにして申しますと、課税最低限は年所得七十万円程度、月収六万円程度とすべきであります。もし課税最低限のこのような引き上げによつて財政事情が許さない、財源が不足するという議論が出ますならば、ほかの税目による、あるいは特別措置の整理による増収の道を講ずることができまゝす。

また、所得税関係では、所得税法の書きかえによる平明化を行なつております。確かに、税法の理解が一般の納税者にとつてきつめてむずかしい表現と複雑さのために、平明化を必要とすることは申すまでもありませんが、それとともに、またそれに劣らず重要な問題点は、所得税制度の全体にわたつて簡素化を行なうことであると思ひます。その一例をあげますと、たとえば扶養控除に關する年齢の差別を撤廃すべきであらうと思ひます。また、個人の事業所得の計算における非常な複雑さを、一般の納税者にもわかりやすいような形に簡素化すべきであります。さらに、例をあげますれば、現行所得税法によつて一五％ないし二〇％程度以下の税率が適用される課税所得層というものに対しては課税を廃止する、言い換えれば、この近傍の税率を適用される所得層に対する課税が行なわれることによつて税務行政上の効率がはなはだ害されるという点を考慮いたしますと、これも簡素化して、たとえば税率は二〇％以上の税率とする、こういう措置が講ぜられるべきであると思ひます。

第二に、法人税について申し上げます。改正案における普通法人の留保分に対する税率の引き下げその他の税率の引き下げが行なわれておりますが、これは大體税制調査会答申の線に沿つていふように見受けられます。で、私の考へでは、法人税が法人の利潤あるいは法人の所得に

對する課税であります限り、原則的には一律の税率、専門的にいへば比例税率であつてもよいと考へております。もちろん、課税所得三百万円に満たないような法人につきましては、中小企業育成の必要を認められまゝならば、例外的に現行の税率より低い率に改正しても妨げないと思ひます。現在の法人税は、一般税率において諸外国より決して高いといへませんけれども、この際、税率の引き下げを行なうことについては、私の考へでは一がいに反對はいたしません。これは、法人の利潤に對する課税がどのような転嫁ないし帰着などの面に作用するかということの分析を基礎にして議論をしておるわけでありまして、必ずしも法人税率の引き下げが資本の所有者のみに利益を与えるという考へ方は私はとらないのであります。

したがつて、税率の引き下げを行なうことに一がいに反對しないと申し上げたわけでありまして、ただし、企業への對質改善が急務であるということを実に、世論は一般税率を引き下げることを中心とする向きがあらまゝすけれども、このことは必ずしも正しくはないと思ひます。

企業の體質改善ということの中で、さまざまの意味を含ませて考へることができまゝす、特に企業内部留保の増加ということが最も大きな問題であると思ひます。実際に企業内部留保増大の必要がありまゝす場合、改正案に出ておりますように、配当分については税率を要せず留保分の税率の軽減を行なうことが一つの方法ではあります。しかし、その引き下げによる恩恵はどの企業にでも与えるというのではなくて、実際に内部留保をふやした法人にのみ限定して、条件をつけてこの恩恵を与えるべきであると思ひます。

で、内部留保の大部分を占めておるものは減価償却引き当て金であります。この減価償却引き当て金を増やすことが内部留保増加に役立つわけでありまゝす。現在の法人税制度におきましては、耐用年数の改定をはじめ、法人税における減価償却のワケは最近大幅に拡大されてきております。特殊の資産を除いて、償却の措置については現状で大

體満足すべき状態に近いと私は考へます。ところが、事實は、それにもかかわらず、内部留保があまり充実する形跡が見えませんのは、企業が利益を計上せんがために法定の償却をフルに行なつていないことに基因するのでありまして、税制のせいではなく、むしろ企業の態度の問題があると思ひます。

ただ、しかし、法人税の問題は、まだ基本的な再検討の余地が多分に残されていふと思ひます。し、私の考へでは、將來はいわゆるグロスアップ方式、法人段階での源泉課税方式と通常いわれておる方式に移るべきであらうと考へております。

第三に、租税特別措置関係について申し上げます。租税特別措置は、特定の経済政策上の目的を税制を通じて実現するため、一般税法の規定の特例として設けられたものでありまして、あくまで臨時的措置あるいは時限的措置の域をこえるものではありません、また、これが既得権となることを防止する必要があります。で、もし現行の特別措置の中で臨時的ではなく恒久的な措置とすべきであるという判断ができまゝすならば、当然これは税の本法の中に規定すべきであります。

そこで、今回の改正案を中心としたしまして租税特別措置関係の問題に移りますと、わが国の経済において輸出振興の重要性はいまさら論するまでもございません。したがつて、この点を強調いたしますれば、現行の輸出特別償却、輸出に對する割増し償却及び所得基準による輸出所得控除の特例等の措置の存続あるいは拡大は、當分の間必要であると思ひます。しかし、新規重要物産免税、あるいは重要外国技術使用料に對する特別税率等は、先ほどの例に比べますとその有効性が、その効力が薄いと考へられますので、違約損失補償準備金、証券取引責任準備金等の損金算入制度とともに、早急にこれらを廃止すべきであると考へます。とりわけ特別措置の中で米穀所得課税——米の供出の所得であります、米穀所得課税の特例及び社会保険診療報酬課税の特例等の廃

が、はたしてこの措置が貯蓄の増強にどれだけ貢献したかという、実証的な資料というものはあいまいであります。したがって、この際、おもな諸外国並みに総合課税主義を徹底化すべきであると考えます。これによる増収額は、中小所得層の所得課税の軽減、先ほど提案をいたしました課税最下限の引き上げ、給与所得階層の減税というものに基づく減収額を、税収の減収額をはるかに上回る増収をもたらずことは間違いありません。

で、参考までに申し上げますが、租税特別措置法関係の現在までの特別措置の整理合理化による増収額は、昭和三十一年以降を推算し、かつ昭和三十一年度予算を基準として換算いたしますと、約二千二百億に達します。したがって、現存の特別措置による昭和三十一年の減収額千九百九十八億円を

○参考人(篠島秀雄君) 篠島でございます。
引き続きまして、私から簡単に述べさせていただきます。

ただいま木下先生から御意見がございました中で、所得税に關しましては特に申し上げることはございませんが、低額所得者に対する今度の所得税の改正は、大体控除額の操作によつて減税を意圖されておりますけれども、税率に關しての処置がない。私も、低所得者に対する所得税に關しましては、税率を引き下げるといふようなことを考えていくことがいいのではないかといふことを、所得税に關しては申し上げたいと思います。

次に、いわゆる企業減税、法人税關係、これに關しましては、木下先生と多少違うわけであります。が、大体私の考えは、これは間違つてゐるかどうか

企業といたしましては常に合理化投資をやつていかなければならぬ。そして供給力をふやしていかなければならぬ。それには資本蓄積が足りませんので、どうしても借り入れ金にたよつていかなければいかぬ。借り入れ金にたよりますと、こういうことがあるわけであります。ほんのモデル計算でありますが、たとえば十億の投資をいたしまして、荒利益が三億得られると仮定します。そうしますと、これを借り入れ金、まあ一個程度の利子で、借り入れ金で十億の投資をまかなつたといたしますと、いろんな諸税を引き去りますと、一億二百万の内部留保になる。ところが、配当をしていくという形でやつてまいりますと、借り入れ金をせずに、言いかえると増資と申しますか、株式資本でやつていくということになりますと、配当

合わせて考えますと、昭和三十一年度以降の特別措置の整理合理化が行なわれなかつたと仮定した場合の減収額は、四千二百億に達しておりますので、これはみすみすこの税を徴収せずに置いておいたという、一応のめどになる数字であります。要するに、税制の基本は、私の考えでは公平の原則に求めるべきであつて、税務行政上の困難はあらゆる方法を講じて克服しなければなりません。いわゆる政策減税ということばであらわれます。

うか知りませんが、根本は、やはりいまの日本の経済をささえているもの、これは近代国家としてのわゆる法人企業というものが、その主である。大體勤労者、いわゆる給与所得者全体の六〇%程度になつておるのではないかと思います。したがひまして、法人企業というものがしつかりして日本の経済というものをささえていきますと、勤労者に対する給与も上がっていきますし、もちろん税金の源泉にも支障を来すというようなことが

一割二分といたしますと、諸税を引き去りまして、結局内部留保は五千万。これは単純なモデル計算でありますから、もっと複雑なものがあると、思いますけれども、端的に、借り入れ金による企業投資、企業活動は、増資、株式資本によりまする企業活動に比ばまして倍の内部留保を得られるということになりますので、ますます借り入れ金による企業活動というものを考える。そういたしますと結局オーバーローン、オーバーボロイニング

とこそ、特定の總濟政策の遂行のためやむを得ず公平の原則の例外をつくります場合には、すなわち特別措置がそれでありますが、その場合には、その効果が確實に實際に証明され、かつ世論を説得するだけの政策でなければなりません。それ以外の優遇措置を特定の所得に与えるということは、せつかシャウプ勧告以後近代的な租税体系になりつつあるわが国の税制を破壊する以外の何ものでもなく、また、特に心配されるのは納税者への納税道徳の低下を招くことであります。

こさいして、申すまでもありませんけれども結局、何といいますが、企業が衰退していつては……。国全体の経済政策の一環としての法人税、税体制というものが考えられるべきである。近ごろ企業では非常に、何と申しますか、利益率が減ってきているという現象が顕著にあらわれております。われわれ企業家の立場といたしましては、欧米の国民の物的な生活レベルよりは確かに低い、それには近い将来追いつき、追い越すという国民的な資質、勤勉度その他を考えましても、そ

税については、私よくわからないのであります
が、いろいろ関連いたしますから、どこからどう
いうふうに手をつけていくかということは、たい
へんむずかしい問題とは思いますが、結局、木下
先生のおっしゃったように、内部留保をしつかり
やるということは、確かに減価償却というものが
その大宗を占めるわけでありますが、昭和二十六
年から三十六年まで、ちょうど神武景氣、岩戸景氣、
あゝの時代には減価償却に関する税制はほとんど

以上で意見の開陳を終わります。

○委員長(西田信一君)　ありがとうございます。

それでは、次に、篠島参考人をお願いいたします。

ういうことが可能であるし、そうせにやいかぬ。そういたしますと、この企業というものに対する税制というものをやはりいろいろ考えていただかないといかぬ。

結局、国際競争力を強化するためには、やはり

ど変わっていません。たわねであります。したがって、これがドイツなんかと違ふところでありまして、企業がだいに働いてできます所得が減価償却という形で内部留保になっていくということとは非常に少なかった。やむを得ずというこ

とじゃありませんが、したがつて、それは外部流出、すなわち三割とか二割五分とかいう配当率が相当であつた。これは戦後の株主に對して配当が非常に少なかつたという時代に報いるというような企業家の気持ちもあつたと思ひますけれども、一つには、やはりその減価償却が足りなかつた、税制上。それでさうなこゝになつた。現在では、減価償却の税制に關しましては、先年の改正等を入れてまして、まずまずのところと思つております。ところが、改正されました減価償却の税制についていくのがもう精一ぱいで、いわゆる超過償却、法定の範囲よりもこえて償却するということがなかなかできない、こういうふうな現在の企業というものの収益が落ちております。

大体自己資本比率を申し上げますというのと、製造業平均で昭和三十一年度末に三一・九%、ほぼ三二%でございましたのが、三十七年には二七・三%に下がっております。四十三年、中期経済計画の最終年次であります、昭和四十三年には二

六・三％に自己資本比率が下がるであろう、こういうふうに見込まれております。しかも、その自己資本比率二六・三％に下がるであろうという四十三年には、増資によるいわゆる自己資金の調達、これが一兆三千四、五百億を見込んでおる。昭和三十七年に七千何百億の増資があり、三十八年に六千何百億の増資に落ち、三十九年、昨年には三千億台に増資が落ちておる。つまり、非常に片方で増資がしにくいということだと思ひます。収益を伴わなければ増資もできません。片方で資本市場がどんどん悪くなつていゝ環境もございまして。それで、こういうような調子ではたして昭和四十三年に一兆三千五、六百億の株式市場からの資金調達、いわゆる増資ができるかというところはなほた疑問なきを得ない。

これは結局、何と申しますか、資本市場そのものも非常に衰退しておりますけれども、そういうふうになるような、先ほど木下先生もおっしゃっております企業自体の衰退ぶりといいますが、減益ぶり、それが非常に問題であろうと思いま

す。片方で企業が借り入れ金に依存する度合いが非常に多いという点、つまり自己資本の充実ということが結局国際競争力を強からしめる一つの問題点だと思つての見解であります。売り上げ高の利子負担率と申しますものは、三十二年年度の上期は二・八四％だんだん上がりまして、三十八年の上期におきましては製造業平均で四・五九％、たしかこれはアメリカにおきましては〇・五％くらいだと思います。約八倍。非常に借り入れ金利が高い。しかし、それでもなおかつ増資よりは、先ほど申しましたように借り入れ金に依存するほうが内部留保はよいできる、倍くらいできるといふことになるわけであります。

それで、結局、言わんとするところは、法人税というものを、今回の措置におきましては留保分に對して一%の引き下げでございませうけれども、これをもう少し、たとえば最低二%ずつ、結局法人税三〇%くらいまでに逐次下げていくというような税務上の措置をしていくべきじゃないか。

法人税が国の税収の中に占めます比率は、三十一年に二三・九％。これは直接税五三％、間接税四六・九％ということで、その直接税の中で法人税が二三・九％、所得税が二八・一％、これは三十一年であります。ずっと経過いたしてまいりまして、三十九年におきましては、直接税五八％の全体の税収の中で、所得税は二四・八％、三十一年の二八・一％に対して四％近く下がっておりますが、法人税のほうは、二三・九％の三十一年から三二・九％、約三三％に上がっているわけでありまして。これは諸外国のことはわからぬのであります。資料によりますと、アメリカは御承知のように非常に直接税主義で、八六％が直接税だそうであります。その中で所得税は四六・六％、法人税は二二・五％、ドイツが四七・五％の直接税の中で三四・一％が所得税、一一・一％が法人税、こういうウエートになっております。フランスのごときも、一七・三％の所得税に對しまして法人税は九・二％であります。

なるほど、表面税率にしましても、あるいは実

効税率にいたしましても、諸外国、先進国に比べて日本は、日本は法人税の税率が必ずしも高いとはいえないようでありまして、しかしながら、やはり資本蓄積が非常に違う。資本蓄積が非常に少ないところへもって来て、復興経済と申しますか、戦争から立ち直って、企業が中心になって経済の開発をやっていく場合に、どうしても資金需要というものは借り入れ金か株式資本かで、なかなか内部留保というものができにくい。先ほど申しましたように、内部留保を大いにやるべき二十六年から三十六年の十年間に、減価償却の税制なども動いておりませんでしたために、いささか昔のことを言うてもしよが、ありませんが、チャンスを選したかの感があるわけでありまして、かようなふうな国の税収の中で法人税が相当なウェイトを占めていた。こういうときに、やはり法人企業というものの税制というものは、よほど考えていただかなければいかぬ、ないか。

配当輕課措置二六％は、今回は据置きでござ
います。これはいろいろ税理論でむずかしい議論
があるようでありますが、たとえば西ドイツにい
たしまして、皆さん御承知のとおり、配当輕課
措置一五％というような例もございますので、
二重課税とかいふような問題がございますが、この
配当輕課措置の二六％を下げるといふことも、経
済政策の一環としての法人税率というものに関し
てはあるいは考えてもいいのじゃないか。

それで、私はきょうはそれを申しませんで、ずばり法人税そのものの三八を三七になさいましたそれを、さらにもっと下げていくべきである。かりに、借り入れ金利子が一割で配当率が一割二分ということにいたしますと、借り入れ金に対しては日歩二銭七厘四毛かかる。ところが、配当率一二％にしますと、資本金に対しては日歩三銭三厘の利子がかかるということになります。配当のための法定準備を加えますと、日歩三銭六厘三毛かかる勘定になる。そして配当を支払っていくということに對しまして実効税率四五・六％を考えた合わせますと、資本金に対してはさらに一銭六厘

五毛かかる勘定になりますので、結局配当いなし
てまいります場合には、資本金に対して日歩五
銭二厘八毛の利子がかかる。借り入れ金のほうは
二銭七厘四毛、配当していくということになりま
すと、五銭二厘八毛、年歩にしますと約一割九分
になります。そういうことでなかなか配当も、利
益を十分生んで配当していくということがむずか
しいわけでありますが、結局先ほど木下先生の
申されたグロスアップ方式というのいいのかと
思いますけれども、当面法人税の税率をもう少し
下げていく、少なくとも二%は今回下げていくと
いう考えが出るわけであります。

それから、もう一つ、直接税と間接税の關係であります。これは今回のこの法律案には出ておりません問題でありますが、やはりレジャー関係の税金とか、あるいは奢侈品といふとか、きわめて高級な物品等については間接税をかけていくというようなことで、もう少し間接税というものを考えていくという方向がこの際税体系としては望ましいのじゃないかということを、あわせて考えるわけであります。

それから、関連しまして、特別措置のほうにおきます利子所得並びに配当所得に対する特別措置でございますが、なるほど配当所得に対するいわゆる分離課税というものが今回初めて案として出てまいっておるわけでありますが、何と申しますか、俗なことばで、経済は生きものでございますので、今回かような措置をして資本市場に対する一般の気持ちに向くようにしていくということは、一つの資本市場健全化の——健全化と申しますとあれですが、立ち直りの一つの呼び水ということで、臨時的な経済措置として私はよろしいのじゃないか、かように思うわけであります。実際、こういふ法律案が出ましても、株価は動いておりません。むしろダウ平均千二百円を割ったようなこともございますのですが、結局、これはやはり本格的に申せば、各企業の実体ももっとよくなり、国際競争力に耐え得るような自己資本の充実もでき、社内留保もすっかりしていく、配当も

しっかりしてというようなことになってこそ、初めて株式市場というものは立ち直るものであらうとは思いますが。しかしながら、先ほど申しましたような、俗に経済は生きものというところから考えますと、主として人間の心理をつくようなことと申しましょうか、かような臨時的な特別措置もけっこうじゃないか。これを税の公平理論とかいふいろいろなことから論じていきますと、先ほどの木下先生のような議論になるわけで、これもまたことにそのとおりだとは思いますが、臨時的な措置といたしましては、これくらいのことでは少なくともやっつけようという、むしろもっと徹底してやるほうがいいんじゃないかというふうな気もいたすわけであります。しかし、これはなかなか見解の相違がございますから、そう強く言うわけにもまいりません。

化学工業におきましても、例の爆発災害防止の施設とかその他のいわゆる公害防止の施設に対して、固定資産税を非課税にしてくれないかというふうな要望も考えられます。それから、何と申しましたも、国産の技術というもので世界に立ち向かっていかねばならない。したがって、試験研究準備金制度を創設していただく、同じく地方税におきまします試験研究設備についての固定資産税を軽減していただくというふうなことが、また要望の一つにもあるわけであります。

それから、これはたとえば石油化学がいま非常に日本で盛んに行なわれておりますが、化学工業の原料といたしましては、石油に由来した原料を求めるといふ形が世界的でございまして、アメリカでは七〇％以上が石油化学であり、ヨーロッパにおきましても六〇％が石油化学というところでございまして、日本も所得倍増の最終年度においては化学の中で一〇％が石油化学になるというふうな予定を組んでおられることもございしますが、これには海岸線を利用せねばなりません。したがって、土地造成というものが盛んに行なわれるわけであります。これがなかなか土地が値段が高いい、近ごろ。それで、大休土地造成費の、あるいは

土地の補修費と申しますか、その五〇％くらいを、十五年くらいは償却を認めるようなことにしたらどうか、半分を。そういうような議論もわれわれの間では出ておるようなこととございします。重点を法人税の問題にしほりましたが、租税特別措置のほうに關します意見につきましては、その観点では大休木下先生と同じく考えております。

以上で終わります。

○委員長(西田信一君) どうもありがとうございました。

以上で参考人の方の御意見は終わりました。それでは、ただいまの参考人の御意見に対し御質疑がございましたら、順次御発言をお願いします。

○木村義八郎君 まず、木下先生に御質問したいのですが、ただいまの御公述によつて、政府が税制調査会の答申を十分尊重してない、尊重してないどころか、むしろ特に租税特別措置については逆行しているような点があるということを知つたのですが、政府にわれわれがこういう質問をしますと、政府は尊重していると言ふのです。第一に、その理由としましては、これまで減税の規模です、これは国民所得を中心としておつたのが、今度は税制調査会で自然増収の約二〇％、こういう減税規模を答申した。それで四十年度は大休それに近い。一九・何％ですね、自然増収の。大休二〇％近いのだから、尊重している、と言ふのです。

しかし、それはまあ先生もさつき言われたのですが、その比率とか額よりも、中身が非常に問題点があるのですが、私ども疑問に思ふのは、前に税制調査会では、大休国民所得をもとにして、大休まあ当分の間は二〇％、必ずしもそれに固定的に考える必要はないけれども、とにかく戦前に比べて諸外国に比べて全体的に税金が重いから、当分の間国民所得の二〇％程度、それ以上になるものは減税に回せという答申だった。それが今度自然増収の二〇％になったわけですね。どうも私は物価の問題を考へる場合、物価が上がった場合、価

格調整、物価調整だけでも、物価値上がり率が大きいと、二割でも、物価値上がりかんによりますけれども、増税になつてしまふ、実質的には。そういうこともありますから、やはり物価の問題と関連して答申してほしかったと、こう思ふのです。それから、国民所得というのを自然増収にああいうふうに変えたということについても、どうも私は疑問があるのですが、ひとつ木下先生に御意見を伺いたいわけですが、自然増収の二〇％というああいう減税規模の考え方がよろしいのかどうかですね、その点。まあ物価との関連もございしますが、その点一つ。

それから、課税最低限ですが、先生は大休七十万円という、夫婦子供三人、月収六万円程度。まあ社会党では大休八十万円という線を出しているのです。それは戦前の課税最低限、免税点を見ますと、大休いまの貨幣価値に換算して七十八万円くらいなんです。それで、まるくして八十万円、こういう線を出したのですが、もちろん先生の七十万円は政府の課税最低限より高いのですが、社会党はもう少し上回っておるのですが、しかし、その根拠としての国立栄養研究所の今度の献立表ですが、これは成人男子一人百六十七円四十八銭、これは低過ぎるじゃないかと質問しました。政府のほうは、国立栄養研究所は二千五百カローリですね、自衛隊が三千三百六十カローリで六百六十三円です。やつておるのです。だから別に低過ぎない、こういう答弁なんです。その点、これなどは自衛隊の場合の原価計算の内容を要求しているのですけれどもね、その点非常に割り切れない面もあるわけですね。

それから、法人税につきましては、これは篠島さんの御公述にも関係あるのですけれども、あの法人税が全体の税収の中で占めるウェイトが多くなつたということについては、これは法人成りの問題があると思うのですが、本来、個人業種所得であるべきものが、それがいまの税制の關係からいへば法人という形をとつておるのです。ですから、ものすごく法人の数がふえておるのです。日本では、これは諸外国とは非常に違ふと思ふのです。ですから、一がい、法人税のウェイトが大きいか、そこで、先ほどまあ法人税の減税の問題を言われましたが、その根拠として言われましたこの全体の税収の中に占める法人税のウェイトが非常に大きいという点は、これは諸外国と比べると、やはり日本の場合は法人成りの問題を考えまふといふ点の、じゃないかというふうには考へるわけですね。

それから、実効税率につきましては、諸外国よりそんなに高くないと言われますが、大蔵省で調べたものを見ますと、諸外国よりかなり安いですね。所得の少ないほうはそうでもないのですが、法人の所得の多いところになりますと、この実効税率、これは国税と地方税両方合せて、大休日本の場合には二百万円超すかの場合、実効税率で四六・一八％、アメリカは五四・三九％、イギリスは五三・七五、西ドイツは五八・五九、フランスは五〇％というふうな大蔵省の調査なんです。が、国税、地方税合せて、そして実効税率に換算してみますと、とにかく法人はいろいろな点で、表面の法人税率以外に、特別措置で価格変動準備金とか、貸し倒れ準備金とか、設備近代化の特別償却とか、ずいぶんいろいろな恩典があるわけですね。ですから、私はそれを通算してみますと、国税、地方税通じまして、かなり法人に安い。少しばかりじゃないと思ふのです。ですから、私はもちろん資本蓄積等について、また、自由化で外国と競争する場合、税制面で考慮しちやいけなことはないと言ふのです。しかし、私はどうもこのいまの日本の企業の体質を見まして、ものすごい過当競争をやつておるでしよう。で、設備過剰になつてきておる。ですから、逆にばくは景気調整を税制面から考へるべきで、一時は特別措置において設備振張をやらしたのです。行き過ぎる場合は逆にばくは特別措置で制限すべきだと思ふ。で、これをもっと弾力的に運用して、そこで、ある場合に、行き過ぎる場合には、ある特別措置をやめるべきだと思ふ。で、設備近代化

の特別措置をやめるとか、あるいは何かかえって特別措置で景気調整を遂行すべきで、制限すべきとは——イギリスあたりはそういう弾力的に運用しているとは聞いていますので、もう何か一ぺん特別措置をやるとそのまますつと続けちゃって、昭和二十六年に非常に固定化しちゃっているように思うのです。何か企業努力の点に十分に——あれしますと非常にものすごい、むだな広告をしたり、あるいは交際費、シェアの拡大の競争をする、あるいはまた政党献金なんかすいぶんやっていると、そういう余裕があるのならば、何もそんな減税する必要はない、こう思うのです。それで、諸外国に比べれば安いのです。その点、これは木下先生と、それから篠島先生、両方にこの点お伺いしたいのです。

それから、なるほど利子とかあるいは配当について、資本蓄積というものを非常に篠島先生言われましたが、これは木下先生も言われますように、実際の効果があればいいのですが、租税負担公平もこれは大事だ。しかし、資本蓄積のために税制面からの減税も必要だと、こういうふうに言われるんですけれども、われわれもほんとうに効果があるならば必ずしも税制面から優遇措置を講じて資本蓄積を促進するのには反対じゃないんですよ。ところが、利子、配当については、いろいろと政府に質問しても、ことに利子なんかについては積極的な証明がないんですよ。逆に大蔵省では、いまままで調査したところが、税金と資本蓄積、貯金とは関係がないというのです。むしろ可処分所得がふえたときに蓄積がふえていると、こういうわけでございます。一橋大学の木村元一先生の予算委員会の公述にも、資金の移動に役立たないんじゃないかと、それが実証されればわれわれも納得します。その点ひとつお教え願いたいんです。

それから、ほかの方も御質問あると思いますが、それは木下先生は、利子とか配当については最後に、

いまの所得税法三十七条ですね、源泉で二〇％取つてあとは総合所得、それに返れという御意見であるかどうか。それで、自民党でも山中試案というの、最初は経過措置がちゃんとありまして、昭和四十三年に基本法たる所得税法三十七条に返れと、こういう案があったんです。それから、かりに配当の分離課税を認めるにしても、一五％は安過ぎると思うのです。一五％は低過ぎる。それで、山中試案では三〇％になっておるんです。それから、政府にいつまでこれを続けるのか、これは臨時立法法、時限立法であるからいつまで続けるかと質問いたしましたら、実効があつたらやめる、実際の効果があつたらそれで目的を達したからやめるといふのです。で、いつと

いうことは言つておられないんですよ。ところが、自民党の山中試案では、四十三年度これをやめる。それまで経過措置をちゃんと具体的にいつまで続けるか。いつまでこれを続けるかという点について何ら政府は態度をはっきりさせていないのです。実効があがるかあがらないか、この実証のしようがないんですよ。具体的なその実証がないんです。そういう点で、われわれ非常にその点困っているわけなんです。そういう点についての御意見を伺いたい。

まだいろいろございますが、ほかの委員からも質問があると思ひますから、ただいまの三点についてお答えを願ひたい。

○参考人(木下和夫君) お答え申し上げます。

問題はたくさんございますが、私に関係のあるところだけ拾ひ出して申し上げます。まず第一は、自然増収に基礎を置いた減税のワケという考え方と国民所得に対する租税負担率という考え方とどちをとるか、あるいは新しい自然増収に基礎を置いた考え方についてはどういう意見を持つかという点でございますが、私は、もし一つの大ワケとして考えますならば、国民所得に対する租税負担率を基礎にしたほうが正しいと思ひます。と申しますのは、一つは自然増収という概念自体が、この数年來使われておりますけれども、非常に規定

しにくいあいまいな概念でございますので、そういう意味で国民所得に対する比率のほうがよりよいということでありまして。しかし、問題は、むしろこういう平均概念というものは危険でございますが、たとえば足を片一方ストロブの上に乗せておいて、片一方を氷の上に乗せておく。平均すれば非常に快適であるけれども、両方とも足はたまたぬといったような例がちょうどにいわれますように、平均という概念はど税の問題で危険な概念はないと思ひます。これは国民所得を基礎にいたしまして、やはりそういう危険な誤りをおかすことをあらかじめ承知しておかなくてはなりません。

ただ、二〇％という議論につきましては、これはおそらく歳出の要求が非常に大きく出てくる可能性があるので、ある程度押えようという意図から、一応二〇％前後ということになっておるのではないかと私は臆測いたしますが、将来はおそらくこの比率は、わが国の福祉国家政策というものが進められていくにつれて、比率は大きくなるだろうということをお私は予想しております。二五％になつても三〇％になつても、私はちつともかまわないと思ひます。

それから、第二番目の課税最低限については、私は七十万円と申し上げましたが、社会党のほうでは八十万円と考えておられる。これは計算の基礎が若干違ひますので、いずれとも納得し得る材料さえ与えられれば、たいした問題じゃございません。ただ、戦前の考え方は免税点制度でございまして、ただいまは基礎控除その他控除で課税最低限がきまるという違つたシステムでございまして、この点はただし書きをつけておかないとほならないと思ひます。

それから、これは私に直接関係はございませんが、法人成りが多いから法人税の収入が大きいたう御議論をなさいましたけれども、私は法人成りをしたのは小企業であると思ひます。特に株式会社組織その他の小企業の場合には税収としてはずかなものでありまして、法人税収が増加し

た主要な原因が法人成りと規定されてしまふことにはいささか私にはちうちよせざるを得ません。それから、法人税についてでございますが、私自身の考え方は、法人に対しては税率を大幅にふやしてもよいというような御議論のように承りました。これは法人税を減税したり増税した場合には配当がふえたり減つたりするか、あるいは内部留保がふえたり減つたりするか、あるいは価格が上つたり下つたりするかと、あるいはいろいろな経済的作用があると思ひます。もちろん、米国の場合には、法人税を増税いたしますと、そのうち三分の二が大体価格に転嫁されるというような実証研究がございまして、日本の場合には、管理価格がかなり大幅の地位を占めておりますので、この効果は比較的薄いと思ひます。ただ問題は、法人税を減税したために配当のみがふえるという前提に立ちますならば、これはおっしゃるようにならぬ状態を悪化いたしますので、しかし、内部留保がふえるという面を重視すれば、必ずしも法人税の減税が資本の利益だけをふやすというふうには私は考えません。

それから、利子、配当課税についてはどういう措置を具体的に考へておられるかという点でございますが、これは私は総合課税主義で、金額ほかの所得と合算して個人の段階で課税すべきだと思ひます。分離課税は一切やめて、総合課税主義をとる。配当につきましては若干問題が違ひわけでございますが、法人税で配当部分については軽減税率を適用している。そうして二重課税を防ぐという理由で、また個人の所得税の段階で配当控除をしていくという現在の状態でございます。おっしゃる通りに、配当所得は通脱の可能性が大きいものだというお考えに立ちますならば、源泉徴収率を現在よりももっと高めることは当然主張できますので、ただ、われわれの議論をいたしましては、源泉徴収率は配当受領者の平均税率というくらいに徴収しておこうというので、一五％という線が大体出たと思ひますが、これはいづれにせよ個人所得税で調整ができますので、一五％が一が

いに安過ぎるという議論は必ずしもできないのではないかと、このように思います。

○委員長(西田信一君) 篠島さん、何かお答えございませんか。

○参考人(篠島秀雄君) いや、木下先生のあれでもう……。

○木村福八郎君 私は、いま法人税につきまして三八%を三三%に下げる必要はないかということなんです。もっと法人税率をうんと下げるといふのじゃないのです。それと、さっきお話しした転嫁の問題がありますから、法人税を下げた場合、必ずしも法人だけが利益を受けるんじゃないくて、そのほかの消費者も利益を受けるという点がありますから、私もその点は法人税率引き下げ必ずしも法人だけの利益になるとは……。しかし、どうもその転嫁の点がまだよくわからないのですが、この転嫁の点についてちょっと御意見がありましたら、お聞かせ願いたいのですけれども。

○参考人(木下和夫君) 実は、税制調査会の専門委員をしておりまして、関西に本社がございまして約百社の実態調査をいたしました。その結果、明確な結論は出てまいりませんけれども、法人税が下がった場合と上がった場合とで、決してシメトリカルな影響があるというわけではないということが第一点で、かりに下がった場合を前提にして申しますと、それじゃ配当がふえるかと申しますと、大体、ある特定の企業を例にあげますと、同業の他社の配当の繰りも著しく低い場合には、法人税を下げれば配当をふやすという可能性がございまして、しかし、同業他社がかりに一律の配当率を持つておるとすれば、一割以上上がる可能性はございません。したがって、現在のところ配当率については上限と下限とが、マキシマムとミニマムとがある程度うかがわれるということとでございます。利益があがれば配当率をどんどんふやしていくというところは、現実にはわが国では考えられない。それから、ある一定限度までは配当率を維持しようとする。しかし、配当率をゼロにすることは、おそらく戦前よりもかなり容

易に、安易に行なわれているようであります。

それから、それじゃ内部留保についてはどうかと申しますと、先ほど申しましたように、減価償却積み立て金とその大部分を占めておりますので、いまの法人税に關する規定をフルに利用すれば、内部留保は非常にふる可能性を持つておるわけでありまして、ところが、先ほど申し上げましたように、計上利益を出さんがために、フルに、無税の減価償却を怠つて、それを切り詰めてわざと利益を出すとしようという企業はかなり多いんじゃないかと。そういう点を考えますと、法人税の減税、一般税率の漸次引き下げということが、内部留保をふやす可能性はかなりあると判断しております。しかし、これも先ほど申しましたが、その税率を引き下げます場合には、必ず条件をつけて、内部留保をふやした企業にのみその恩恵を受けるようなただし書きをつけておくことが必要だ、こう思います。

○野瀧勝君 時間の關係があるようですから、木下先生の木村委員に対するお答えを願う前に、ごく簡単に木下先生にお伺いしたいと思ひます。

先ほど税の公平ということをお答されたのですが、まあ当然だと思つております。税制が公平原則に立つべきは当然ですが、やはり生産性や所得の配分等、国民所得の問題を十分考えなければならぬと思ひます。それはいまお話しになったとおりだと私は思つております。ただ、先ほどのお話の中に、學者の皆さんが大体同じ意見を出しておるんですが、確かに特別措置については、これは大體臨時的なものとは私は思つております。税理論からいって、特別ということになつておるのですから、当然、そう解釈すべきものだと思つております。

そこで、私がひとつ問題だと思つてゐるのは、米の予約減税についての反対意見で、私は異議を持つてゐます。税制調査会あたりは一応現象的な問題を中心に税率とか税のあれをきめて、そして答申をしております。しかし、それではいかぬと思ふのです。私はやはり、国民所得の点ですね、この点を基準にして十分検討して、その分析の上に

立つてなされなければならぬと思つております。

そこで、米の予約減税の問題ですが、これを木下さんは、こういうものは臨時的なものであつて即時廃止すべきものだ、この中の一つに入れられております。私もこれに對してはさう考へてゐます。しかし、今日基本的に農業の所得や生産性の安定向上をはかるという点について、御承知のとおり十分な政策措置がとられていない、いわば答えが出ておらない状態で、農業と農民生活が危機にありまして、御承知のように農工商格差は、政府統計で見ると、三十七年において生産性も所得もそれぞれ農業は鉱工業に對して三分の一、四分の一という低さです。鉱工業のほうは、今日ではますます上昇し、農工商格差はますます広がつてゐると思ふのです。こういう分析がなされる。とにかく農民と他産業との所得格差がひどいのです。だから、予約減税のようなものは、米価に当然入るべきものだとは私は、思ふ。そこで米審あたりに生産費所得補償方式をうたつて答申を出しておるわけなんです。ところが、完全な答えが出ておらぬために、政府は申しわけのいいまじうか、それをカバーするためにそういう臨時措置をとつてゐるわけなんです。だから、これについては当委員会は全部賛成なんです。しかし、それはやはり税の理論からいって賛成じゃないのです。そういう政策的には、だから、私は、學者の皆さんが共通して言われることは、現象上にあらわれた問題を取り上げておいて、この原則的な点を落としてゐると思ふ。税が国民所得の配分などに基準となる点について十分検討されて、その上で結論を出してもらいたいと思ふのです。悲しいかな、木下さんを前にすみませんが、學者の多くはそういうところに触れていないのだ。税制調査会ももちろんそうです。そこに非常に困難な問題が起つてくるのですが、こういう点に對して木下さんは、国民所得を基準にして税の方針をきめて税のあれをきめるということは正しいのですが、その矛盾ですね、そういうものはどういうふうにして具體的になされるか、この際お聞きして

おきたいと思ひます。

○参考人(木下和夫君) 国民所得との関連と申しますのは、先ほど木村委員からの御質問に對するお答えで減税額の大ワクをきめる基準として申し上げたわけでありまして、おっしゃるような問題につきましては、国民所得の構成成分である農家の所得、被用者の所得、あるいは企業家の所得といふふうにとまかく分けて議論しなければならぬといふことも仰せのとおりだと思ひます。国民所得という非常に大ざっぱなマクロ的な概念で個々の税目のあり方を判断することは、これは間違つてゐると思ひます。

したがって、農家の所得について議論をいたしますと、私が米穀所得課税の特例をやめたほうがいいということをお申しました理由は、第一に、この特例が適用されます農家は、米作農家の中でも比較的豊かなものに限られておることである。全農家中わずかに五・五%がこの恩恵を受けておること。事実が第一点。第二点は、昭和三十九年度に生産者米価が大幅に引き上げられたという点が第二点。第三番目には、最近の米の需給状態から見て、最初の制定目的である予約出荷奨励という意味がかなり薄くなったということが第三点。第四点は、米穀についてだけのことやりますと、日本の農業政策の全体から見て、これはおそらく野瀧さんのほうは御専門でございまして、けれども、米作に固執するといふ農業政策の根本の問題が出てくる。言いかえれば、米作だけを中心にするという考え方に根本的な再検討が必要でないかという問題とも関連いたします。

以上でお答えいたします。

○野瀧勝君 これはお答えはなくてもいいのですが、非常にめんどろになつてきますから。そこで、問題になるのは、それでは米作農家がそんなに富裕だと、そうするとどのくらい税金を納めておるのか、農家全体で。こういうことが、一つは問題になつてくる。

それから、いま一つは、米作中心にいくという

傾向になると思いますが、私は、日本の民族産業から見て、食糧の自給ということは原則的に必要だと思ふのです。それは先生も御承知のとおり、いま日本の輸入が六十億ドルですね、三十八年度において、その総輸入の約四一％というものは農林物資で、そのうち約二・八％が食糧農産物で、これが今後ますます増加の傾向にあるので、やがて近い将来、農林物資輸入は総輸入の半ばを越すと思われまふ。そうすると、日本の国際収支から見ても非常な不安が出てくるのです。そして最近のようなこういう農業経営のあり方では、農業の国際比較において、また国内の農工間に於いて、ますます格差が出てまいります。農業経営に従事する人が少なくなつてまいります。そういうような問題を非常に深刻に私は考へております。この問題については、非常に時間にもかかることとでございますから、ここでは議論いたしません。そこで、いまの三つの反対理由がありました。私が、私としてはまずもつてこういう考へに立っています。ひとつ先生のほうでもこの考へを十分御検討いただきたい。いずれ私はゆつくりまた、あなたと個人的に會つてお話ししたいと思ひます。

○大竹平八郎君 木下教授にお伺ひしたいのですが、税三基本法案に對しまして非常なうんちくを傾けられて、私も御意見をいたしたのでありますが、これに関連してお尋ねをいたしたいのは税務の行政全般に關してなんですが、御承知のとおり、納税自体が非常なわずらわしさがあります。これは国民のひとしく認めてゐるところでもあり、同時にまた、税務署と交渉次第によつては相当いろいろ、あるいは手心もあり、そこに不公平ができる場合もありますし、かりに一つの例をあげますれば、ある税務署で、その現役の署長の時代にむずかしい問題でほとんど話は八分どおり解決をしてゐた。ところが、突如署長がかわつたためにこれが一転したというような例が非常に多いのです。そこで、行政管理局は、御承知のとおりたびたびこの簡素化に對して勧告はいたしておるわ

けですけれども、實際は行なわれておらない。それから、さらに進んで、協議団という問題があるのです。この間も、この三法の審議に關しまして、私自身が質問をいたしましたのですが、協議団に異議を申し立てた数が、三十八年中に九千幾つかあるわけですが、はつきりと数字は覚えていません。そのうちに、その異議を至当と認めたものが約二千三百ですか、そうすると、あとのほとんどは棄却。それで、一体これが三審としての裁判に幾つ行つてゐるかというと、おそらくこれは裁判をやつても相当の年月もかかりまふし、費用もかかりまふから、ほとんどが泣き寝入りの状態になつてゐるという点が多いのじゃないかと思ふのです。そこで、こういうような協議団自体が、これはシャープ勧告によつてできたんだぞうですが、構成人員を見ましても、大体まあ国税庁の古手が多いというふうな、いろいろそういう点もあると思ふのでありますが、これは基本的には、それ自体が国会の責任でもあるわけなんですが、そういう意味において、私は、税務の行政全般という問題が一番大きな問題じゃないかと思ふのですが、これらについてひとつ御意見を伺へば伺ひたいと思ひます。

○参考人(木下和夫君) 税務行政については、私はそれほど具体的に内容を存じませんけれども、まず第一点、先ほど給与所得者についてとりわけ減税措置が望ましいという意見を申し述べましたが、これは本来はおかしな話でございまして、給与所得であつたらうと、事業所得であつたらうと、同じように取り扱われるなら、こういう減税措置を要求することは不合理なんです。これは、税務行政上の問題がそこにあるわけですが、給与所得は的確に把握できるという欠陥から出てきた措置であります。それから、配当所得についても、先ほど木村さんからお話が出ておる、源泉徴収率を上げるといふことも、これは末端の個人の配当所得者における配当所得の把握がまずいから、源泉徴収率を上げるといふような議論になつてくるかと思ひます。すべて税務行政の問題に關連いたしますが、

あらゆる政府、あらゆる行政が完べきであるといふことは、これはもう当然期待しにくいわけでありまして、この点は、税務行政の面でもかなりの改善が現在ではなされておると聞きますので、時間をかけなければ直りませんけれども、そちらのほうへ進むことが御意見同様望ましいことだといふことは、私も明言いたします。

ただ、他面におきましては、わが国の納税者のモラルと申しますか、道義と申しますか、この点はやはり、協議団の問題も出てまいりましたけれども、税務行政の円滑なる運営を阻止していることも事実であります。たとえば、ヨーロッパで申しますと、最も納税モラルの高いところはスカンジナビアの三国でありますし、その次が大体アンダロサクソン系及び西ドイツのような国でありますし、最低がラテン系のイタリー、スペインといふような国であります。おそらくわが国の納税者のモラルといふのは、その第三番目あたりに位置する程度ではないかと私は臆測いたしますが、この点もやはり税務行政の効率性をばらんでおる理由だといふことを自戒自厲すべきだろうと思ひます。

○鈴木市藏君 ただいま木下先生非常にお忙しいところを恐縮でございますけれども、一つだけお考えを聞かしていただきたいと思ひます。

課税最低限の問題でございますが、これはわが国においては、つまり一つの社会的に確立された通念といふものがないのじゃないか。大蔵省で言つてゐるマーケット・バスケット方式による標準生計費の算出のしかたは、低生活水準を基礎にしたものであつて、特に家庭の主婦の骨折り、あるいはこれをカフツぎの労働力といつてもいいと思ひますが、このマーケット・バスケット方式は家庭の主婦の労働力を全然見込んでない上に立てられてゐるものじゃないか。こういう課税最低限といふものは、やはり実情に合つていないのではないかと。もつとこの課税最低限についての科学的な根拠を与える、あるいは多くの納税者を納得せしめるほどの社会的な概念といふものは、そう

いったものがつくられていないのじゃないか。私見を申し上げたいへん恐縮であります。私は、その場合、日本においては全国一律の最低賃金制が確立してゐない、つまり労働力の再生産に必要な経費といふものが認められていないといふところから、この課税最低限がマーケット・バスケット方式による標準生計費といつたような低生活水準を固定化した概念の上に成り立つてゐるのじゃないか、ここに問題があるといふふうに私は考へておりますが、この点についてはどういふ御見解でしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○参考人(木下和夫君) 特に所得税が課税最低限に食ひ込むべきではないという原則については、先ほど申し上げましたとおり、全く御意見と同じでございます。ただ、その標準生計費の算定につきましても、先ほどは国立栄養研究所の献立がいかに貧弱であるといふ事実のみを申しましたが、御説の主婦の労働力の評価といった点について、どのような具体的な、また人を説得し得るような評価ができるかどうか、この点については私はいまのところ自信はございません。しかし、そういうものがかりに評価されるとすれば、おそらく標準生計費の中に組み込むべきであるといふことについては、異議はございません。

○田畑金光君 木下先生に……これは直接、税と関連するといふよりも、むしろ間接的に関連いたしますが、率直に、最近所得政策という問題が漸次取り上げられてきてゐるわけですが、特にこの間の生産性の十周年の総会等において、産業界、あるいは経済界と言つたらいいかも知れませんが、その代表等から、この問題もそろそろ検討の時期に入つておるというような意見等が述べられておるわけですね。昨日、経済審議会でしたか、佐藤総理がこの審議会の總會に出てあひさつをしておりまふが、その中等にも、生産性と賃金物価の問題等が言われておるわけですね。この問題の政府内部における議論のいきさつというのは、昨年来のことは御承知のとおりでございますが、この問題について木下先生としてはどのような

にお考えになっておられるか、率直に承りたいと、こう思うのです。

それから、もう一つ、篠島参考人にお尋ねいたしますけれども、特に利子所得、配当所得に関連いたしまして、もっとこれを強化すべきだというお話があったわけですが、これによって資本市場を育成し、また企業の体質改善、国際競争力の強化に通ずると、こういうような御見解のようでもあります。一般論としては確かにそのよう

なこともいえる、こう思うのです。だけれども、われわれとして疑問に思うのは、やはり資本の蓄積にいたしまして、あるいは預金の増強という面から見まして、やはり国民全体のふところぐあいをよくすることによって預金もふえ資本の蓄積もなされ、それがまたわが国の産業活動に寄与する面が非常に大きい、こう思うのです。ことに、先ほどのお話の中にもありましたように、この資本市場育成のために資産所得について特別措置をやったにしても、はたして今日の株式市場等の推移を見ますなら、むしろダウ平均千二百円を割ったというような事実を見ても、どんなものだろうかというわれわれは疑問を持っています。特に昨一年間、いろいろな政府あるいは日銀がてこ入れしてやってみても、またことしの一月になって公定歩合を引き下げてみても、株式市場は低迷を続けておると、こういうことで、要は、先ほどのお話の中にあつた個々の企業の社会的責任という問題がもっと自覚されぬ限りは、幾ら政策的な減税措置をやってもこれはむだなことじゃなかろうか、こういう感じを持つわけなんです。特に最近起きた山陽特殊鋼の問題なんかを見まして、銀行をだまし、株主をだまし、社会的責任を忘れたあいつの企業のあり方などを見た場合、いかに政策減税をやったにしても、どぶに捨てるような感じで、一体こういうような個々の企業が社会的責任を感じない現実の姿を見たときは、こういう政策減税などということはおよそ無意味な感じもするわけですが、しかし、これは全般的にそうだという意味じゃありません。しか

し、また一面においては、ああいう傾向は今日の株式上場会社の大半がそうじゃないかという見方もあるわけで、こういう点等から見た場合に、篠島参考人の御意見なり感想なりを伺っておきたい、こういうことなんです。

○参考人(木下和夫君) お話に出ました所得政策の内容は非常に多岐な問題にわたっておりまして、ここで税に關係いたします問題としては、たとえば所得政策の中における最低賃金制の問題を取り上げますならば、これは当然引き上げを考へなければならぬ、また当然のことではありますけれども、非課税水準で最低賃金制が考へられることはこれは申すまでもないところであります。ただ、生産性に見合う賃金の引き上げということになりますと、生産性をこえた賃金の引き上げは、御承知のようにインフレーションを激化するだけでありまして、現在のわが国の時点で一物一価の騰貴が、コストの面から出てきた物価の騰貴であるか、あるいは需要の側から出てきた物価の騰貴であるかということについて、断定的な意見は申しませんけれども、どちらかといえば、また需要のほうから出てきたインフレだろうと思ひます。したがって、現在の段階では、生産性をこえた賃金の上昇はまだ見られておりませんので、賃金上昇の余地はヨーロッパと比べて総体的にはあるという判断を立てております。そういう判断の上で所得税あるいは間接税のあり方というものを考へるべきことは申すまでもないことでござい

面五一・〇%で実効税率としては四五・六%というふうなふうに出ておるのであります。もちろんこれは地方税、事業税を日本では入れております。そんなふうな承知いたしております。なおお調べ願ひたいと思ひます。

○木村晴八郎君 国税、地方税を通じてです

○参考人(篠島秀雄君) そうでございます。法人税というものの性格が必ずしもそう明確なものではないように聞かされておるのであります。法人税を下げるといふ方向で企業がどうなっていくか、これは先ほど木下先生からお話がありましたとおりであります。私も実際に企業を担当いたしております者から実感的に申し上げさせていただきますと、やはり税金が現在のところ重い。片一方で国際水準に到達するためにはどういふんや、やはりまだ合理化投資というものをやっていく必要はあります。そうして日本人の物的生活レベルをもっと欧米に早く近くなければならぬということを考へておるわけでありまして、したがって、法人税を下げまして、すぐ配当を上げる。なんというところは、まず考へられぬ。やはり第一に、内部留保が足りない、資本充実にしなければならぬということから、内部留保へ進むというところは当然であると思ひます。それで、先ほど申し上げたのですが、交際費の問題であります。交際費に關して控除額と申します。損金算入部分が五〇%、この問題、実はこれ私もよく知らないのですけれども、世界には交際費の課税というのはいないのだそうであります。ですから、日本でもういふのはないほうがいいと思ひますが、しかし、経費をいろいろな意味で、木下先生御指摘のごとく節約していかなければならぬ、そうしてメーカーとしてはコストを下げていかなければならぬということから考へますと、こういう点で、課税をされるということによって企業家も自覚すると申しますか、そういう方向が打ち出せば、これもまたいいことではないかという意味で、私は特に法人交際費

に対する課税率の点については申し上げなかつたのであります。実際はないことがいいと思ひますけれども、自衛ということからいましては、これを教訓的に感じるといふような感じを突は持っております。

それで、配当分離課税と俗にいわれております措置につきましては、先ほど申し上げましたとおり、これはなかなか租税理論でむずかしい問題があるようでございます。現在やはり資本市場、証券市場と申します。こういうものがある程度たよりながら企業というものは増資をし、そうして増資して得られた資金を合理化投資に向けていくわけでありまして、どうしてそれがちゃんとできていくかわかりません。そういう意味から、先ほど申し上げましたように、これによって呼び水的に資本市場と申します。証券市場が刺激されるというのを期待すれば、この際、多少刺激の必要はあります。恒久的な立法でありますが、いよいよ臨時的措置でございまして、これは今後二年の間これをよく見守って、そうして効果をさらに吟味したいのではないかと、いう意味で、私は賛成するわけなのであります。○委員長(西田信一君) 他に御発言もないようです。参考人の御意見に対する質疑はこれをもって終わります。参考人の方にごあいさつを申し上げます。本日は御多忙中にもかかわらず、貴重な時間をおさぐささいまして、本委員会に参考人として御出席をいただき、長時間にわたる御意見を述べただくこと、委員の御質疑にもお答えをいただきましたこと、深く感謝申し上げます。お述べいただきました御意見は、今後本委員会の審査の参考といたしたいと存じます。ありがとうございます。それでは、午前はこの程度とし、午後一時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(西田信一君) 委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

中尾辰義君が辞任され、その補欠として鈴木一弘君が選任されました。

○委員長(西田信一君) 地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件、相続税法の一部を改正する法律案の二件を一括議題とし、一括質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより二件を一括討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、各案件につきまして順次採決に入ります。

まず、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件を問題に供します。本件に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田信一君) 多数と認めます。よって、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西田信一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

と決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西田信一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西田信一君) 次に、物品税法の一部を改正する法律案、国立学校特別会計法の一部を改正する法律案、国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案、酒税の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部を改正する法律案、財政法の一部を改正する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、石油ガス税法案、関税定率法等の一部を改正する法律案、以上八法案を一括議題とし、一括して質疑に入ります。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○津島壽一君 国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置法の一部改正案、これで二、三とお伺いしたいのですが、まあ法文の順序でちょっと申し上げますが、第二条の保証契約をすることが出来る金額を総額で定めているんですね。各借入れ機関の別に金額は掲げないでやろう、これは非常に便法だろうと思うので、今日の事態でその必要性があるからこういう特別の法律を制定するんだらうと、これは了承するんですね。

そこで、私が聞きたいのは、これが乱に流れますと、たとえば電電公社は幾ら外債を発行するんだらうというところが予算にも出されないで、国鉄その他の機関の場合も、そして一括して何千何百万ドルは総額だということになりますと、どうも政府が、これは予算の問題になります、各機関の外債発行計画というものは表面に出ないんですね。今日の事態においてはそういう必要があるということだから、これは了とするんですよ。し

かし、法制としてどうもわれわれは納得できない。どの機関は内債を幾ら発行し、外債を幾ら発行するかわからない。それを政府が保証するということは私は当然のことだと思ふのです。しかし、それはあまり弾力性がないからというので、その金額は各機関の繰り込んでやれば発行に役立つ、そうすればできる。すなわち、電電公社が発行できなければ、国鉄が発行できた場合には、その金額を繰り込んでやってもいい。要するに、各機関別にそういう金額を予算の上であらわして、しかも総括した金額を決定して、その範囲に落ちつくことと同時に、ほかの機関が発行しない場合は、これをこちらにトランスファーというか、移動してやってもいいというんであって、今年度の予算の形態を見ますと、一体国鉄は外債を幾ら発行するんだ、電電は幾らだ、これが全然出ないんですね。これは外債というのは、それは政府が責任を持つんです。これがもう何かまずくいくと、非常に財政の信用を害するんです。したがって、従来の制度においては、その債務者がたのべき機関がこれだけの限度においては外債を発行し、政府は保証する金額をはっきり書いていた。今度はそうでない。書いた場合は、理屈じやなくて、動けないという事情もわかつているんですよ。しかし、一応各機関別に書かれて、その計画のもとにおいても一応実行上困難があれば、この金額相互は融通し合えるともいうようなことにしておけば、実行には差しつかえないと思ふのです。そこらの点が一点です。

それから、これは財政政策の問題ですから、いまの場合聞くのは予算委員会と違ふのですけれども、こういうことから、予算の総則、一般会計の総則を見ますと、各機関の債券発行額は非常に膨大なんです。これはいいですよ、発展のあらわれとして。しかし、全部これは政府が保証するんですね。あらゆる機関、東北地方であるとかその他あらゆるものの機関は、発行債券は全部保証する。内外債を問わずそういうような政府が大きな保証をするということは、私はもう少し考えても

らったほうがいいんじゃないか。それで、必要ある場合もありましょう、機関によっては。しかし、これは国内債で発行する場合が多いのでございまして、まあ戦前においては内債を発行する場合、政府が保証しないで各機関がやったものです。今度はあらゆる機関が全部政府保証で、日本の何というか、社債市場というか、市場にそれを出るといふことだと、民間の単純な社債の発行に対して政府が非常に重圧をかけてるんですね、保証債であるから、一般社債の市場育成ということには私がかえって害があると思ふのです。これは意見ですが、よく御研究願いたいのです。

たとえば、保証債というものが、外債が若干出るとして、今年度で、四十年で三千五百億円以上政府が保証しようというんですね。昨年度もあつたでしょう。来年度もまた来るでしょう。これはえらい金額になるのです。外国の財政から見ても日本ほど直接の國債でなくて多額の保証義務を負っているところはない。これはコンティンジェント・ライアビリティというんですが、海外では相当注目を引くんですね。私はここでそういう議論をする気はなかったのですが、一応これは財政当局としてはお考えおき願いたいというだけに私はしておきますが、これは議論が大きくなりま

私は、来年度はどういうふうなぐあいになるかは知らぬけれども、なるべくそういうふうな、各機関別に、鉄道外債は三千万ドルとか、電電公社は二千万ドルとか、これは融通し得るようなことで、融通性を持たすことはあえて私は反対するものじゃないけれども、いまの計画はほとんど外債計画というものがわからないのです。総額だけばつと書いて、何をやってもいいんだと、こういうような感覚を持たすことはどんなものであるか。これは多少意見が入りましたから、まあ質問というふうにしないで、まあこの法案を見たときにそれは大きな問題じゃないかということとをちょっと感じたものですから、申し上げておく次第でございます。

そこで、今度はこまかいことに入りますが、第二条の第三項ですね、これが非常にわかりにくいし、これは質問して私の意見も述べたいんだが、「政府は……外債債を失った者に交付するたため発行される外債債に係る債務について保証契約をすることができ」と書いてあるのです。これはわかり証券の意味ですね。わかり証券を出すについては、このわかり証券の金額に相当したものの債務を新たに政府が保証契約を結ぶというように読めるんですね。そう読むとすると、私はこれは大きな問題だと思う。一千万ドル発行した。それを政府が保証したと。なくなった証券のかわりにかわり証券を出す。これが五千万ドルだと、千五百万ドルの政府保証の契約ができるということであれば、おかしいことです。かわり証券を出す場合は大体、証券が毀損した場合でしょう。その時分には、これはキャンセルしちゃうんです。だから、一千万ドルは増さないのです。喪失したと言ってきた者があれば、それは担保をとって、そしてこれにかわる証券を出す、前の証券は絶対がないという確認をして出す。しかし、万一失ったものがまた出てきたら、これは生かしてやらなくちゃならない。そのかわり、かわり証券のほうを無効にしなければならぬ。だから、終始一千万ドルの保証契約によって債務は完済できるので

す。あと追加するということはあり得ないことなんです。これは、われわれ長くやったからわかる。政府は損失はない。それにまたもう一つ保証契約を結ぶことができるというところは、ちょっとこれは、何か観念上の誤解があるのじゃないか。それから、実際の取り扱いは十分御検討願っていないのじゃないかと私は疑問に思うのです。これは英米両方の共通した、ヨーロッパもありますが、これは過去に発行した外債の契約書をごらんになるとわかる。喪失したものにやる場合は、証券があつてあとから出てきたら、この証券をキャンセルするのです。だから、いつも一千万ドルなら一千万ドルの保証契約をすれば、現在の証券額は一千万ドルをこさないというのが原則なんです。かわり証券をやるということは非常に問題だけれども、それだけに契約書なりにいろいろと配慮されたものである。あとから出すから、これを追加保証しようということとは、とんでもないことだと思ふのです。これは質問ですが、どうですか。

○政府委員(佐竹浩君) お答え申し上げます。先ほど、外債発行に関する保証のいろいろワタの定め方等につきまして、いろいろ御高見をいただきましてありがとうございます。先生の御高見をさしていただきしたいと思います。十分研究をさせていただきます。

そこで、ただいまの御質問でございますが、第二条第三項の規定に関してでございます。この点は、外債債をなくしました者に對して、これはそれそのの起債地によりまして債券券面の規定または法令もしくは商慣習等によりまして、つまりかわり証券を交付することがあるわけでございますが、そのかわり証券の発行額が実はあらかじめ予測できませんで、予算で定める限度額というものは実はワタ外にいたしておるわけでございまして、その点、先生のまさに御指摘のような問題があるわけでございます。

そこで、これはなぜこういうことを規定せざるを得ないかという点でございますが、先生から戦

前の外債発行の制度、手続等につきまして詳細な御説明がございました。まことに一々ごもつともなお話と承つておたつたわけでございますが、これは申し上げるまでもないことでございますけれども、滅失または紛失をいたしました証券の取り扱いにつきましては、いわゆる英米型と大陸型の二種類がございますことは、もう先生先刻御承知のとおりでございます。

ドイツ等の大陸におきましては、いわゆる公示催告の制度がございまして、滅失をいたしましたところの証券の番号を公示をいたしまして、一定期間内に申し出がなかったときには原証券を無効として代証券を発行すると。この場合におきましては、代証券についての、つまり証券は限度額の外に出ることはないわけでございます。

で、一方の英米型のほうでございますが、ここには実は公示催告の制度がございせんために、証券の滅失を申し立ててまいった者がありますときには、先ほど御指摘がありましたように、保証状を徴求をいたしました上で代証券を発行することになっておるわけでございます。したがって、この場合には原証券が制度上無効になりませんために、理論的にはその代証券の分だけ保証額がふくらむことに理論的にはなるわけでござい

す。で、本項はその英米型の場合に実は備えた規定であるわけでございますが、これに對して、先ほど先生から、そういうものは保証状をとつた上で発行するが、後日そのなくなつたと思つたものが出てきたというときには、それはやっぱりもう殺してしまふという措置を、手を同時に打てばいいわけで、保証限度を拡張する必要はないではないかという御指摘でございますが、まことにごもつともなことでたと思ふのでございます。ただ、この点、実は戦後米国の外債発行が相当でございます。その際に、アメリカ側のいわゆるアンダーライターの、いろいろ法律意見を申しますところの顧問弁護士等があつて、それらといる折衝いたしてまいりました経緯から申しますと、どうも制度的に、つま

り公示催告という形できちつと効力を殺してしまふという制度が確立しておるならばともかく、そうでなくて単に保証状をとつて出しておるといふような場合には、どうもやっぱり法律上、制度上これが無効とならないものでございまして、そこを話し合ひでもって殺してしまふというものは、実際問題としてなかなかむずかしい、法律論としてもむずかしいというような難点がいろいろあがられて、どうもなかなかその点が納得を得るに至らなかつたわけでございます。

そういうような事情もございまして、この点は今回御審議いただいておりますこの法律案に初めて出てきたわけでは実はございせん、戦後におきまして従来出しております外債に對する政府保証の根拠規定を単行法でそれぞれの機関ごとに出してまいつたわけでございまして、その単行法の中にも実はこれと同じ規定がすでに存在しておるわけでございまして、で、それを今回この法案を出します場合に統一をいたしまして、この中に一本化しておさめたという事情にございまして、その点から、その点まさに御指摘のようなこともあらうと思ひます。何とか御指摘のような線でやれば望ましいとは私も考えておるのでござい

ますけれども、ただいま申し述べましたような事情がございまして、何とか御了承をいただきましたと思ひます。

○津島壽一君 ちょっと答弁が私の何にびんとこなかつたのだ。それではお伺いしますが、再質問ですがね、千万ドルを保証契約して新規発行して、あとでなくなつたというのができた。五千万ドル出すと、千五百万ドルという額を大蔵省は現在額の中に入れるのですか。前のやつを除斥しないのですか。

○政府委員(佐竹浩君) 理論的には、まさにそれだけ現在額がふくらむわけでございまして、そういうことになります。

○津島壽一君 これは重大問題です。千万ドル発行して、なくなつた人にかわり証券を出して、しかもいまのような契約規定が……ごらんになれば

わかるように、前のものがなくなつたということの明確な証拠がなくやらないのです。しかも、そういう明確な証拠があつても、債務額がふえて、千五百万ドル電開公債の債券があるのだという。評價額を落とすかという問題はどうかという。実際として私は落とすものだと思う。かわり証券を出した以上は、これに見合つたところの五百万ドルは落として、あくまでも現在額は千万ドルでいいか、これはもうたいへんなことです。かわり証券を出すという便宜を私は反対してゐるんじゃないです。しかし、取り扱いがそういうことだと、どうも千万ドル借りて千五百万ドル現在額だという矛盾が起るのです。これはこの程度にしておきましょう、まだ言いたいけれども。

どうも私は国債のいままでの取り扱いが、過去の外債にもあるのですから、この規定は。現にそれがまだ償還期に達してないものがあるのですから、そういうような取り扱いでやるということとは、これはいかに相手方の弁護士が言おうが、これは弁護士を説得すればいいのです。これは私は納得いかないけれども、前に日本にそういうものがあつたというが、その立法が悪いのです。それを受け継いでこれ移したというなら、その立法を変えなくちゃならぬ。これは私は自説を曲げないけれども、これは議論するところじゃないから……。

しかし、よくお考えになつて、これは何万ドルか知らぬけれども、千万ドル発行して五百万ドルなくしたという人があるとする。なくしましたから五百万ドルくださいというその場合に、千五百万ドルの債務を負おうとしておるのです。保証は、私は、なくなつたものは保証額から落とさなくちゃならぬと思う。そこで余裕ができるから、かわり証券を出して、あくまでも現在額は千万ドルで、それ以上の債務は国家が負うんじゃないのです。しかし、そのかわり証券を持った人には、これはもうだれかがなくなつたと思つたが、ありましたといつて持つてくるまでは、これは現

在額に入れる。それ以上の債務を負つち、いかぬですよ。それなら金額を大体、かわり証券を発行する限度はこのくらいにするとかなんとかしない、限度なしに国家が債務保証をやるといふことは非常に危険だと思ひます。予算総則も多少書き方がまずいのです。これは直す余裕もないのですが、これは懸案にし、いまのは了承したとは申しませんが、次に移りましょう。これはもうと研究していただきたい、こういう希望をしておきます。いまの説明では、これはもう国家が二重に債務額を計上するなんていうことは、私はよくないと思うのです。これはどうぞ研究問題に残しておきますから……。

○政府委員(佐竹浩君) ただいま津島先生御指摘になりました点は、具体的に従来出ております法律の中で述べますと、たとえば日本電信電話公社法の中で第六十二条でございまして、六十二條の第二項は、長期借入れ金、一時借入れ金、それから電信電話債券、これの限度額に對する国会の議決の關係を規定した事項がございまして、これを第二項で「前項の規定による長期借入金、一時借入金及び電信電話債券……の限度額については、予算をもつて国会の議決を経なければならぬ。」との際にカッコ書きがございまして、その電信電話債券の下に「この下にカッコで入つておりますが、(同項但書の政令で定めるところにより、外貨電信電話債券を失つた者からの請求によりその者に交付するために発行する外貨電信電話債券を除く。)」と、そこでカッコが閉じてございまして、すなわち、予算をもつて国会の議決を経なければならぬ限度額というものの中には、ただいまの減紛失による発行、代交付、後にかわつて交付されましたという債券の分については除かれておるというのが実は現行の法律でございまして、まあ先生のおっしゃる通りに、それが……。

○津島壽一君 もうわかりました。それは規定が悪いというのじゃないですよ。前にこういうことが書いてあるからこうやつたのだということは、説明にならない。

○政府委員(佐竹浩君) 先生はまさにこの規定が悪いのだと……。まあどがあるわけですよ。これは先生は、この規定自身がよくないというお話し……。

○津島壽一君 それと同じことが前に書いてあるから、研究ができるわけですから研究してください。ですから、これは非常に重大な問題だと私は思う。かわり証券を出すということ自体は、日本政府は昔から認めてゐるのです。しかし、保証限度額はそれによつて増加するということを自分で言おうということは、それでは幾ら限度額増すのですか。無限に増してもいいじゃないか、発行額まで。そういうことは予算総則なんかにあります。いまの法律はありますね、法律は。今度のこれをやるというのでは、これはだんだん大きい問題になつてくる。こういうわけであつて、研究してください。おかしいですよ。

これはほかの法律から見ても、そんなばかなこととはあるかと、こう思うだろうと思ふ。一方がなくなるわけですよ、払う以上は、代証券を出す以上は、これは除外しなければならぬ、手続としては、もし見つかつてきたら、こつちに出しておつたのを消すのですよ。二つ払いませぬよ、これは二重払い。だから、どつちかが消えるという性質のもので、一千万ドル保証したといつて、一千万ドルの債務で、これに加算するなんていうことは、これは私は非常におかしい、両方とも有効だといふようなことを言うのは、これは政府としてはできない。二重払いになつてしまふ。ですから、そういう意味において、まあ研究してください、申し上げておきますから。

ですから、その意味において、いまおっしゃつたから言うのですが、減債基金の出すやつも、やはり加算するといふことは予算総則に書いてある。これも同じ觀念で、ごつちになつてゐる。減債金というのは発行総額のうち毎年払う金額だから、これは保証限度額の中にあるわけですよ。別に減債金を払うわけじゃない。したがつて、千万ドルなら千万ドルでいいのですが、減債金を出す

と五千万ドルになるなんていつて加算したりする必要はないのです。これはこの法案に書いてないことですから、その思想がこんがらがつて、總則をつくり、こういう表現ができるというところに、どこかに、私は嚴肅な「債務」というものがはつきりしないということとはよくないです、國家の債務を、國民の債務を。これは重大問題だと思ふ。金額の問題でもわれわれはそういうことは想像もしなかつたものが出てきて、しかも前にあるといふのは非常にわれわれを愚慢だつたと思ふのですが、そういう意味において御検討願ひたいと思ひます。

それでは、次の問題に移りましょう、時間がなから。そこで、第三の問題として、まあ第二といつてもいいのですが、フィスカル・エージェンツ、第三條第三項、これも規定する必要があるかどうかという問題がある。國債の發行條件の一つのなにとして支払い委託をきめるということであるだけのことで、これはここに書かなくても實際やるのです。承認はするのですから。ここだけ特記して、特に「外國の銀行、信託会社又は証券業者に委託する」、内國の銀行はどうしたかと、こういうことになるのです。こういう規定はわざわざ私は置かなくてもいいと思ふのです。政府はこういうことをやるというのなら、外國の銀行、業者にそういうことを言えはいいのです。口で。法制できめると、内國の銀行はどうなるのかといふことになるのです。内國の銀行、業者でもやらせてゐるわけですね。昔は貯金銀行といへば、預金銀行ですから、フィスカル・エージェンツだったので、その規定をやるのは非常に目ざわりであつて、そこに入れるべき規定であるかといふことに疑問があると同時に、書けば、これは日本の銀行もやれるのだといふこともあわせて書いておかないといへない。外國の銀行にこれはしなくちゃならぬという規定なら必要ですが、強制規定ではないのですから、この事柄のごときは私は法制化すべき問題ではない、こう言つてゐるのですが、これはひとつ質問するわけですが、ど

うですか。

○政府委員(佐竹浩君) お答え申し上げます。

この点、例を日本電信電話公社法に於て申し上げますと、電信電話公社法の第六十二条の第九項でございます。この中でたゞいま先生御指摘の国内の銀行その他に委託するという場合の規定が実はございまして、第九項で「公社は、郵政大臣の認可を受けて、電信電話債券の発行、償還、利子の支払その他電信電話債券に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができ、その旨が九項にございまして、さらにその先の十一項で外債債について外国の銀行等に委託することができるといふ、内外に書き分けた規定があるわけでございます。このうち外債債の外国の金融機関等に対する委託の分をこの本法の第三条第三項に取り入れてまいったわけでございますが、国内のものに対する規定はこれは従前どおり依然としてそのまゝ効力を生ずるといふことでございます。

ただ、この点確かに、先生御指摘のように、こういう事務委託について一々法律で規定する必要があるのかという点は、確かに問題があるかと思ひます。あるいは法律の根拠なしにやれるのではないかと。したがって、この点は法制局とも審議の段階におきましていろいろ議論もいたしました。やはり結局は念のための規定という性質がかなり強いという感じを持っておるわけでございます。念には念を入れて規定をいたしたという趣旨でございます。

○津島壽一君 まあもつと言いたいことはあるが、その点はこれだけにしておきましょう。

最後に、これは複雑な規定ですが、第四条の一般担保の規定、これはこれでいいのです、原案どおりで、私の疑問なのは、たとえば特別の担保を提供しない外債を発行しているのです。最近ではみなそれで、電電でもどこでもね。その場合に、一般担保ということでありませうけれども、もう一つ条項はかかっていると思うのです。それは将来特別の担保を提供した場合に、この債権は

パリパスシユというか、比例、フロラタによつて担保を得るといふ規定があるのです。これは戦後

発行したもの、戦前のものにもあるのです。これはこれだけつきりここに書くのなら、そのパリパスシユによつて特別担保を出した場合にこれに均てんするといふ条項ですね、これは全然うたわれないのかという疑問が起るのです。担保条項なら、その点に触れないと私はおかしいと思ふのです。その分だけについて、当時の政府は勅令を出して、将来特別担保を出したらこれが及ぶことにしておる。しかるに、本条ではこういうことを規定してないのです。しかし、より必要なのは、そういう担保をもつて発行する外債を発行した場合に、さかのぼつて既発の外債に特別担保が移るといふ規定ですね、これは非常に新規な規定なんであつて、その辺は全然触れないのはどういうわけですかと言つてゐるのですが、いかがでしょう。

○政府委員(佐竹浩君) この第四条でございますが、一般担保の規定は世界銀行からの借り入れに

ついての規定でございます。世銀からの借り入れ契約におきましては、償還の担保として借り入れ人の財産の上に担保権が設定されたときには、この担保権は設定の事実によつて平等かつ比例的に貸し付け金及び債券の元本、利息その他の手数料の支払いを保証すること、並びにこれらの担保権の設定にあつたはその趣旨の規定を明示することといふことを契約条項として世銀から要求されておるわけでございます。そこで、たとえば世銀から借款を受け入れております法人が第三者から資金の借り入れをするにあたりまして、その所有する土地の上に抵当権を設定したという場合には、世銀との間においてはあらためて抵当権の設定契約をすることなしに自動的に世銀と当該第三者と同位位の抵当権設定者となるという意味でございます。そういう趣旨でこの規定が設けられてあるわけでございます。

○津島壽一君 いまの、将来の担保を提供した場合に必ずそれに、何というか、フロラタに担保権をとる、その問題もこの規定は含んでゐると、こ

う見ているのですか。そういう場合もこの四條の

規定は含んでゐるのだという解釈ですか。将来特定担保の公債を出したときに、その時分に、その担保権に對して、たとえば開発銀行の発行したものと、電電の発行したものと、みなその規定が入つてゐるのです。これは世銀だけの問題じゃないのです。世銀だけの問題じゃない。その分は法上の何というか、裏づけをしないでもいいのだという解釈かという問題です。ここに書いてゐることはよくわかつてゐるのです。これはこれはこういういふ条項もあるでしょう、もう一つある。その分がどうなんだというわけなんですが。

○説明員(原秀三君) ただいま先生御指摘の他の担保権につきましては、それぞれ特別の法律にお

きましてこの規定がございまして、たとえば日本電信電話公社法について申し上げますと、第六十二条の第五項でございまして、ここに規定がございまして、「第一項の規定により公社が発行する電信電話債券の償還者及び公社に對して資金の貸付けをしてゐる国際復興開発銀行は、公社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する」、その次に第六項の規定がございまして、「前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとす」といふ規定が、それぞれ単行法におきまして規定されてゐるわけでございます。

○津島壽一君 ちょっと趣旨がわからなかつた。ここに書いてあることはもうすでに契約なんかで

書いておられるわけですね。この規定は契約に書いてあることをうつして一般担保といふ規定をつ

けたので、新しいものじゃない、そのまゝここ

へ法制化したのだ。この趣旨はよくわかるのだから、これはけつこうなんです。ただ、これで担保条項として不完全なものは、特別担保を出した時に、既発の債券は権利者がそれに均てんしてゐるという約束をしてゐるものがあるのです。そういうものはもう捨てておいていいのかという質問なんです。これは将来の制約を非常にする、担保順位を変えることですからね。一般担保よりもっと上にくるのですから。それは触れないでいいのかというだけの点なんです。これはいいですよ、この規定は。これはあるがままそのまゝに書いてあるのですから。なくてもいい。そのとおり書いて差しつかへはないでしょうが、新規の問題には触れないのかという質問なんです。

○説明員(原秀三君) これはたとへば世銀との保

証契約、貸し付け契約について御説明申し上げますと、世銀の貸し付け契約におきまして、先生から御指摘の担保条項につきましては、借り入れ人は、銀行が別に合意をしない限り、借金の担保として借り入れ人の財産の上に担保権が設定されたときは、その担保権は設定の事実によつて平等かつ比例的に貸し付け金及び債券の元本、利息その他の手数料の支払いを保証すること、並びにこれらの担保権の設定にあつたはその趣旨の規定を明示することを約束する、こういった規定があるわけでございます。世銀ではこれだけのことを要求いたしまして、それ以上のことを要求してゐないわけでございます。したがって、この法律にございまして一般担保の規定で十分これはカバーできるものと、こういうふうに解しまして、この規定を置いたわけでございます。

○津島壽一君 今度の質問には答へられないです

が、国際復興開発銀行等という意味は、これは一般のシンジケート・バンクで発行するものも含んで、開発銀行だけの問題じゃないんです。したがって、これは広く外債発行をする場合の特別措置を書いたものだと思うんですね。現に第三条はそういう意味において広い範囲の規定がここに書いてゐる。したがって、担保条項についても規定する必要がある事項はなるべく漏さないで明瞭にしたほうがいいじゃないかという意見です。世銀との間に、こういう契約がある。これだけ買いたんだ。世銀はそれでいいでしょう。しかし、それ以外の担保条項があるものは一体どうなるんだということを質問してゐるんです。たとへ

は開発銀行の発行した社債、ボストン、ジェロン等の引き受けたもの、また電電公社の発行した社債には、違つた担保条項があるというわけですからね。その担保条項の中でお互に法制的な裏づけを必要とするものはお書きになったかどうかと。往年これと同じような担保条項があったときには、特に規定を勅令できなくて、ほかのことは書かないけれども、そういった事実があるんです。大正十四年の場合はそうやったんですが、これは問題があつて、政府のほうでどうしてもこれは規定が要するというところから書いた規定があるんです。今度も全体に通じたもので、何々等と書いてあるけれども、これは非常に広い意味の等なんです。その規定なんですから、ほかのを発行する場合についてもやはり担保条項として重要な事項は、こう書く以上は、どうしてそういうものに触れないかということが一種の疑問になると、こういう趣旨なんです、私の言う意味は。それはもうわかっていることとおっしゃればそれきりであるんですが、もう一ぺんだけ簡単に言つてくださ

けでございませう。
○津島壽一君 この点はこれでいいです。したがって、検討を要する問題はよく検討してください。いずれ話し合ひをいたしませう。じゃ、委員長、これで終わります。

○成瀬權治君 津島さんの質問に就いて少しお尋ねをしておきますが、国債あるいは政府保証債として大体両方で一億三千万ドルのものが入つてくるわけですね。それがどこに引き当てられるかというところについては、いままでのお話を承つておりますと、大体電電にそのうち二千万ドルを当てらるんだ。他の問題については全然予定をされておられないのか、まあそういう問題についてあなたのほうとしては一応積み上げた数字であるから、こういうようなものは予定しておるということはいえましようか。

○政府委員(佐竹浩君) ただいまの一億三千万ドルのうち六千五百万ドルは産投特別会計発行の国債でございませう。したがって、これは明らかに産投会計の収入金になるわけでございます。その産投会計は、その金をどこへ流すかということも、実は特別会計の中できめて予定をいたしておるわけでございますが、これは道路の關係に使う予定になっております。

○政府委員(佐竹浩君) それはちよつと私どもの御説明のことばが足りなかつたかと思つてございませうが、ここにございませう。第三條第一項の規定による発行する債券の債権者、これは本法の三條の一項で、いわゆる世界銀行がその引き渡し債券というものを発行を求めるといふことがございませうので、それに対応して債券が発行された場合の債権者でございます。したがって、広く一般の債券という意味ではございませう、世界銀行の借款の範囲内において世界銀行が必要に応じて債券の引き渡しを要求する場合、その要求があつたときに引き渡し債券の債権者というものでございませうので、その債権者は結局世界銀行からその債券を買ひ取る、そういう立場になります。その立場の人は世界銀行と同様の担保上保護を与えるべきじゃないかといふこととございませうので、これは世銀と同等の地位をその債権者も持つといふことをもつて世界銀行のほうは満足をしたしておるわ

次、残りの六千五百万ドルは政府保証のものでございます。その政府保証のものうち、どの銘柄にそれぞれ幾らずつという点でございませうが、この点は実はしばしば申し上げてまいりましたように、その点をばきり今日まだ確定し得ない状況にございませう。ただ、昨年度の、あるいは一昨年度以来の実績等から考えますと、従来発行してまいりました政府保証債の銘柄としては日本開発銀行、日本電信電話公社、それから東京都債、大阪府債、これはマルク債でございますが、マルク債、そういうようなものが従来過去における実績としてあるわけでございます。したがって、昭和四十年度の発行計画を考えます場合にも、当然そういう従来からの起債市場になじみのあるもの、同時に、社会資本の充実に寄与するもの

といったような観点から、銘柄が選ばれてまいらうかと思つてございませうが、今日確定的ではございませうが、一応候補として考えられていたのは、やはり先ほど申し上げましたような過去のあれから申して、大体日本開発銀行でございませうとか、あるいは東京都債でございませうとか、そういうようなことが実は考えられております。ただ、ここで従来出ておりませんでした、もし市場の状況が許せば発行を検討しようかということになっておりますが、例の日本国有鉄道、国鉄についてもし発行が可能であればそれも検討いたしたい、かように考えておりますが、それぞれの銘柄についての金額は、やはりそのときそのときの市場の状況等いろいろある変動もございませうものですから、今日直ちに確定し得ないという事情でございませう。

を繰り越し使用できるということになつておりますので、そのワケを新たな年度に追加をいたしまして、さらに使つてまいらうといふことをいたしておるわけでございます。

○成瀬權治君 続いて、世銀借款の一億五千万ドルですね、これは借りられることだけきまつたといふのです、総額だけ。それについてはいま作業として、たとえば開銀が借りる、あるいは電電が借りるというようなことについての話は進んでおるのですか、どうなんですか。

○政府委員(佐竹浩君) これは非常に進んでおります。私も日本側といたしましては、日本道路公社、東京一名古屋間を結ぶ自動車専用道路の計画がございませうが、そのうちで静岡―豊川間の部分に關するものが、これが第一でございませう。それから、第二といたしましては、阪神道路公社の神戸―一宮線と申しておりますが、その分、第三といたしましては、東京都の行ないますところの上水道事業、こういう三本のプロジェクトに対して借り入れを期待をいたしておるわけでありませう。それに対して世銀側としてはいろいろ審査を続けておりますが、今日までのところ、およそこの三つの機關に対して出すという点についてはほぼ期待してよからう、よほど今後特別な事情が起らない限り大体この機關についていくということについてはまあよからうかという程度までまいつております。ただ問題は、あとそれぞれの機關ごとに金額が幾らになるかという点が、まだ最終的にきまつておりません。ただ、これにつきましては、過去のいろいろ実績等もございまして、従来からの例から申しますと、借款総額のうちのほぼ半分程度が日本道路公社に向けられておるといふことから考えまして、明年度におきまして大体ほぼ半分が日本道路公社に当てられるのではなからうかと思つております。残りの分のうち、それぞ

○政府委員(佐竹浩君) これはまことに先生の御指摘のように、何ぶんにも資本市場、ことに外国の資本市場を相手に発行しているわけでございますから、確實にこれがきちつと消化できるかどうかという点は、必ずしも事前に保証はないわけでございます。ないわけでございますけれども、私どもとしては過去の実績あるいは今後の国際金融情勢あるいは資本市場の状況等々を見通しまして、まあまあおおむね昨年実績程度のもので大体確保できるのではなからうかと、かように実は考へておるわけでございます。

ただ、過去におきまして、予算総額のワケはちよつだいいたしました、それが発行を終わらなかつたといふものがございませう。その場合にはさらに翌年度の予算総額におきましてその残ワケ

がらどのくらいのものであるかということをお尋ねしているわけですが、一応外債発行のトータルとピーク、二、三年のときでよろしいですか、資料として、こんなときがこれくらいずつ返さなくちゃならぬのじゃないかということ、資料として御提出願いたい。これはよろしいですね。

○政府委員(渡邊誠君) はい。

○成瀬輔治君 それから、今度の法律改正で、いままでは銘柄別というんですかやれたものが、今度は予算総則で一括してしまうのだということについて、いま津島先生も、どうもあまりいい改正じゃないじゃないかという御意見であつたわけですが、あなたのほうがどう予算総則で一括してやるのだというほうのねらいというのはどこにあるんですか。

○政府委員(佐竹浩君) ほんとうのねらいがどうかとおっしゃいますことは、この前、前回は御質問にお答え申しているわけでございますが、前回申し上げたとおりの、全くそれ以外の何ものでもないわけでございますが、要するに、主として外国において発行いたします問題にからむ特有性でございますが、そのためにあらかじめ銘柄、金額というものを確定して、いわばスケジュールを組んでそのとおりずつといかないという、実はなかなか悩まがございました。そういう意味で、保証の原則としては六千五百万なら六千五百万を国庫からちょうだいをおきまして、そのときそのときの市場の状況に応じてどの銘柄を幾ら出したら一番ベストであるということを実行してまいるといふこと、実はほんとうのねらいと申してもそれ以外に何の理由も実はないわけでございます。実際にこの二、三年来外債発行、世銀借款等をやつてまいりますという、どうしてもそういうことがある。

それから、それと同時に、世界銀行のほうにつきましては、ただいまの外債発行と若干ニュアンスが違つてございませうけれども、先ほど先生御指摘のように、一億五千万の内訳はどうかという

ような問題は、お話のように、つまり予算編成時までに一億五千万ないし一億ドルという総ワクの合意はできておりましたも、その機関別の配分が世銀当局の審査の關係で最終的に確定できない事情がございます。ですから、これは編成前に確定できれば一番望ましいと私も思つてゐるわけでございますが、そのところが一月、二月の差でどうしても確定しない。さればといって、予算は組んでいかなければならないということでございまして、そこで保証の総ワクの限度だけを押えていくという形をとらざるを得ない。しかし、それはやはり法律の根拠に基づいてやらねばならぬ。

で、実は、衆議院におきまして、武藤山治先生の反対討論の際、これは財政法律主義を離れて財政行政主義に随するおそれがないかというお話もあつたわけでございますが、私どもとしては、決して財政行政主義というものに走るつもりは毛頭ございません。あくまでやはり財政法律主義でいかなければならない。そこで、これも財政法のワク内で処理するということになりまして、やはり法律をもつて、いまの一括総ワク保証限度というものを定めるといふことは法律をもつて定めてまいらなければなりませんし、同時に、そういう機関というものはやはり無限の可能性をそこに開いておくことはよくないので、やはり法律の上で具体的に機関を限定できるといふことが一番望ましいわけでございますから、先ほど先生の御指摘のような世銀につきましても例示いたしましたし、外債発行機関につきましても法律上機関名を出せるものは出して明定するほか、具体的に機関名を出せないものにつきましても、その機関を選ぶ場合の基準を法律で定めまして、その基準に従つた機関に対してのみ保証し得ることといふことで、保証対象の機関もやはり法律上限定をいたすといつたいろいろの措置をとつてまいつたわけでございますが、その点はあくまで国会の御審議を尊重し、財政法律主義のたてまえをくずさないで、その範囲内において実務上の不便というものを

を何とか切り抜けていき、最小限度の制度をこれにお開きいただくということにほかならないわけでございます。

○成瀬輔治君 これは若干議論にわたりますけれども、ぼくは、開銀にしろ、輪銀にしろ、国鉄にしろ、電電にしろ、道路公団にしろ、みな長期計画というものを持っている。そんな一年や二年というものではなく、長期計画がある。その中で原資を獲得するにはどうやっていくのだということ、がきまつてくる。たとえば、来年度の分はもう去年でできておる、ことしは去年でなくておとしでできておる、こういうふうになつておると思ふんですがね。ですから、何か個々におやりになつても、私はそう運用上、今度のような総ワクにしてしまつたほうが非常に能率があがつて好都合だといふふうには思へないわけなんです。なるほど手の内を見せようとかなんとかということならば、逆に日本の国の予算がこれだけ、今度一億三千万なら一億三千万ドルの外債債、政保債を発行するということ、を外国にわかるようにしてしまえば、手の内を見せたことと同じことになる。だから、個々にやるということはどうしてもできぬという理由がちょっと見当たらぬ。

○政府委員(佐竹浩君) その点は、先生おっしゃる通りに、確かに個別機関ごとに保証限度をしるばつていくといふことは一番望ましいといふふうには私も考えておるわけでございますけれども、実際問題として、先ほど来申し上げておりましたように、たとえば開銀の外債を幾ら出せるか、これはかりに二千万ドルと予定してありますけれども、そのときの市場の状況がよければあるいは二千五百万ドル出せるということもあり得るかと思ひます。あるいは三千万ドルいけるかも知れません。しかし、また同時に、その開銀銀行という銘柄では、これはなかなかそのときの情勢で通りにくい、たとえば電電公社というものが出た場合のほうはこれは完れるということであれば、その電電公社でいくということになります。したがつて、やはりその機関、銘柄もしくはそれ自体の金額

というものを確定をいたしましたけれども、なかなかそれに市場の状況が合わないというおそれもあるものでございませうから、そこは市場情勢に即して弾力的な発行をしていく、全体としてその長期安定外債の確保が確実に行なわれるという態勢をとらうと思ひますと、やはり従来の実績からいいますと、やはり別々に押えていくよりは、こういう形にしていただきまして、結局の目的を達しやすいつつていきたいと思います。

○成瀬輔治君 財投の原資確保の問題について、外債あるいは世銀借款という問題について、実は一企業——企業といつてはおかしいですけども、機関が、いろいろと努力するのは当然ですが、そういうことよりも、国のほうで思い切つてこうした問題についてはうんとめんどを見、総ワクを、何というか、確保し、そうして、しかもそれが消化されるように、国のほうでうんと努力されることを約束されるわけですか。実際、たとえば電電が外債を発行するときに、これは電電の努力によつてのみ消化されるものか、国のほうでうんと消化について協力されるわけですか。

○政府委員(佐竹浩君) その点は、本来のたてまえから申しますと、やはりそれぞれの発行機関がそれぞれの企業努力によつて処理していく筋合いのものかと思ひます。で、国内におきまして、国鉄その他各機関に対する財政投融資にいたしましても、先生は沿革を非常によく御存じだと思つたのでございませうが、昭和二十七年、八年ごろまでは、実は各機関ごとの債券を発行するにいたしまして、国鉄なら国鉄の努力でこまめやれるといふんなら一応組んでおこう、実際にそれが発行し得なくても、政府としてはその穴埋めをするとかなんとかいふことはしないといふような形を実はとつておつたわけでございます。ところが、どうもそれでは社会資本充実という大目的からいってぐあいが悪いということになりまして、昭和二十八年度以降は、財政投融資計画がちょうど今日のような姿に組まれまして、そこへ組み込んでまいつたところの原資の手当てとしては政府が責任を持つとい

うような形になってまいったわけでございます。

したが、いま現在でも国内で政府保証の公債を出してありますが、その公債についても、それは売れたら売ただけでいいじゃないかというわけにはまいらなくなりましたものから、予算編成の際に、事前にやはり各債券消化先主として大口の金融界でございしますが、それを中心としていろいろ打診をいたしまして、確実に責任を持って政府がいけるような態勢を整えなければならぬ。そういう意味で、御承知のように、金融機関資金審議会というものでございまして、その審議会におはかりをして、そうして、たとえ本年度でございしますと、二千二百何十億という政府保証の発行、これに対して資金審議会が、それはよろしいと、それは引き受けましようという形になって、御了承いただいた上で実は確定する。

そういう次第でございしますから、外債につきましても、やはり、どうも電電公社だけがやればよいというわけにもまいりません。そこで、やはり政府全体としてこれに応援をいたしまして、財政投資計画に定められたワケ内の原資については、政府が責任を持って調達に努力するという形に実はなっております。

○鈴木市蔵君 この問題について二つばかり聞きたいのですが、残されたつまり六千五百万ドルについては、過去の実績を見て大むね調達できるのではないかと見通しを述べられましたけれども、むしろ過去の実績に照らして、いま外債を募る条件は非常にむずかしくなっております、むしろ過去よりも。その辺についての見通しはどうなんですか。

○政府委員(佐竹浩君) まあ外国資本市場の状況の見通しは、なかなか各種複雑な要素がございしますので、にわかに的確な判断を精密に下すということとはむずかしいと思います。しかし、先ほど来先生御指摘のように、やはりこの米国の国際収支対策強化の措置というものが打ち出されてまいりまして以来、その影響というものがやはり各方面に及んでくるだろうということは想像にかたくな

いわけではございまして、たとえばユーロダラー市場等も従来のような伸びをはたして示すかどうか、あるいはこれが次第に窮乏になるのではないかと、あるいはこのように一般にいわれておることではないかと、そういうようなことを考えます。で、やはり今後の起債環境というものは決して樂觀を許さない、むしろきびしい状況になってくるのじゃないかということは、一般的な情勢としては一応考えられるかと思ひます。

ただ、前回も申し上げたと思ひますけれども、従来の金利平準税が設けられて以来、わが国にいたしましては米市場における国債、政府保証の発行を全く見合せてまいっております。もっぱらヨーロッパ市場の開拓ということにまつてまいったわけでございしますが、これがジョンソン教書以来、年額一億ドルを限って米市場における免税の発行ができる、これはもちろん国債と政府保証に限定してございしますけれども、そういう道がここに新たに開かれたということでございますので、過去一年半以上にわたりまして発行を行なっておりませんでしたところのニューヨーク市場における発行というものが、ここに再開できるという新しい条件があるわけでございします。ですから、それらを彼此勘案をいたしまして、総合的に判断をいたしますならば、これはたゞいま政府が予算で見込んでおりますところの一億三千万ドルの外債発行の確保は、これはいけるのではないかと、これを考えておる次第でございます。

○鈴木市蔵君 先ほどちょっと同僚委員からの質問にもありましたが、つまりこの大ワケで、銘柄によつてそれぞれのケースで募集するのではなくて、一括ワケをきめて募集するところの行き方の中には、外債債権取得したところ以外にも、政府のそのときにおける方針によつて、他にもそれを使うことができるかといったような、そういう含みを持っておるものかどうか、この点。

○政府委員(佐竹浩君) この六千五百万ドルというものが政府保証の限度額でございしますから、その

限度の範囲内においては外債に対する保証を行なうことができるわけでございします。その際に、どの銘柄というものが明らかに成つておりません。おりませんけれども、これは先生も御承知のように、やはり外国資本市場において債券を出していくという問題でございします。これはだれも彼も出せるというものはもちろんないわけではございします。そこで、やはりそこには発行の期間、銘柄というものはおのずから限られてございするを得ません。事実上、従来の実績のあるもの等々を中心として、おのずからそこに限定されてまいります。ですから、自分のところはこれなら外債でいけるかという期待を持って考えておられるところは、過去において発行されたところはむしろんそういうお考えもあるかと思ひますけれども、いままでも発行実績のないところの方々として、そういう具体的な来年度発行しようという考えは私もいままでも聞いておりません。

○鈴木市蔵君 質問の趣旨がちょっとわかりにくかったかと思ひますけれども、つまり、かくかくの銘柄で募集したものを、これは政府保証債というたてまえで、国内においては、募集したものはすべて国の責任で募集したという形で、使い道は必ずしも向こうで募集した銘柄に固定しないで融通ができるものなのかどうかということですが。

○政府委員(佐竹浩君) ちょっと、私ども先生の御質問の御趣旨を理解しがたかったのでございしますけれども、あれでございしようか、たとえば電電公社が二千万ドルなら二千万ドルの外債を出す、その外債の手取りが入つてまいります。それが円にかわりますが、その円を使うにあたって、財政投資計画であらかじめ定められておる用途に使うはずのところ、それ以外のところに使うおそれはないかという御趣旨でございしますか。

○鈴木市蔵君 はい。

○政府委員(佐竹浩君) そういうことでございしますれば、財政投資計画に定められた投資計画として、その財源に充てられる……

○鈴木市蔵君 電電公社に充てられるのですか。

○政府委員(佐竹浩君) 電電公社が発行いたしました場合には、その電電公社の電話設備等の計画がございしますが、その投資資金の原資に充てられるということではございします。

○鈴木市蔵君 民間債の募集の見通しも、先行き非常に暗いと思うのです。これとの競合で、外債債権、保証債との競合は今後どういふふう調整していくつもりですか。

○政府委員(渡邊誠君) 従来、民間金融債の最大の市場はアメリカでございしますが、御承知のとおり、平準税以来民間債の発行は、ニューヨーク市場における民間債の発行はとだえておるわけでございします。これにかわるものとしたしまして、二年、三年の中期のアメリカの市中銀行からの借り入れによりまして、長期資本のつじつまを合わせてきたのでございしますが、今度は銀行貸し付けにつきましても、GAP条項というものの発動がありまして、税金がかかるということになってきたわけでございします。そこで、銀行借り入れにつきましては、平準税を負担しても今後借り入れを続けるという方針を明らかにしたわけでございしますが、民間債のニューヨーク市場における発行につきましては、これは米国内の金融機関が、新しいジョンソン大統領の国際収支対策がどのように実施されるかという状況がはつきりしない限り、なかなかこの民間債も、かりに担保で発行を認めるといたしましても、なかなか踏み切れないという状況にあるわけでございします。したがって、まあ米

国市場で民間債をどうするかという問題は、もう少し時間をかけて、国際収支対策強化の余波が静まるまでは、なかなか見きわめにくいということに相なるかと思ひます。そこで、政府関係債との調整をどうするかという問題につきましても、いまこれをお答えし得る段階にはないのでございします。

ヨーロッパにつきましては、これはやはり米国の国際収支対策の強化のおりを受けてまして、長期金融市場がやや混乱をしておるように見受けら

者を不当に利用しようとするものである。従つて、これが強行されれば、正規業者の受ける被害はじん大であり、生活と営業をおびやかすことは必定である。さらに、その結果、社会に害毒を流し、国民に迷惑をかけている「やみ業者」を助長

することになり、ひいては国民に不測の損害を与え、かつ不動産の円滑なる流通を阻害して国の住宅行政にも悪影響を及ぼすことは火を見るより明らかである。なお、政府がどうしても不動産売買等の取引実態を是くする必要があるとするならば、憲法の条規を尊重して三万有余の善良な正規業者の生活と職業を圧迫することなく、有効適切で、政府において実施ができ、かつ取引の実態を百パーセント完全にはあくできる上記の方法がある。

第一一三〇号 昭和四十年三月五日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願
請願者 東京都新宿区柏木一ノ一〇四 中

紹介議員 村芳男外五十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一一三二号 昭和四十年三月六日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都品川区中延五ノ一、三一

有限会社富士不動産内 菅原清和

外五十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一一五七号 昭和四十年三月八日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都品川区大井一ノ一八ノ一

一 近藤菊江外五十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一二三九号 昭和四十年三月十日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都新宿区花園町三九フジビル

内社団法人東京都宅地建物取引員

会長 駒沢弘明外四十二名

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一二六九号 昭和四十年三月十一日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都品川区大井五ノ四ノ一六滝

王子不動産内 鈴木辰蔵外五十名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第一一三三三号 昭和四十年三月六日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷三ノ五 篠崎留

吉外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第一一五八号 昭和四十年三月八日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願

請願者 横浜市西区伊勢町二ノ一〇九二

宮崎正外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第一二〇七号 昭和四十年三月九日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市木月一ノ四七〇

男沢孝司外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第一二七〇号 昭和四十年三月十一日受理
所得税法第六十一条第三項削除等に関する請願

請願者 横浜市鶴見区下野谷二ノ八五

中 村秀男外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第一二〇一〇号 昭和四十年三月九日受理

この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

バナナ輸入関税すえ置に関する請願
請願者 徳島県阿南市深瀬町 佐々善作

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一二四五号 昭和四十年三月十日受理
バナナ輸入関税すえ置に関する請願

請願者 静岡県清水市寿町一ノ三九静岡果

柑橘農業協同組合連合会会長 塚

口勇作

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一二六八号 昭和四十年三月十一日受理
バナナ輸入関税すえ置に関する請願

請願者 福島市中町七ノ一七福島県経済農

業協同組合連合会会長 水野谷友

次郎

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一二〇四号 昭和四十年三月九日受理
入場税撤廃に関する請願

請願者 長野市権堂町 岩井真澄

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

大蔵委員会会議録第十三号中正誤

ペジ 段 行 誤

三 一 八 比 較

六 四 四 不安定

不安定で

昭和四十年三月二十九日印刷

昭和四十年三月三十日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局